泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	DB24-9 r.4.0
提出年月日	令和4年8月5日

## 泊発電所3号炉

# 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第24条 安全保護回路

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由

### 比較結果等をとりまとめた資料

### 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なしb. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし

### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なしb. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なしc. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし : なし : なし : なし

### 1-3) バックフィット関連事項

なし

## 2. まとめ資料との比較結果の概要

### 2-1) 既許可に係る記載の相違

安全保護回路について、設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第35条における追加要求事項は下表1のとおりであり、その他の要求事項に変更はない。したがって、以下の追加要求事への 適合性に係る記載を除いては既許可時から設計に変更がないため、記載の相違があっても既許可に係る記載の相違である。

#### 表 1 ・設置許可其淮規則第 94 冬及び技術其淮規則第 35 冬における追加要求事項

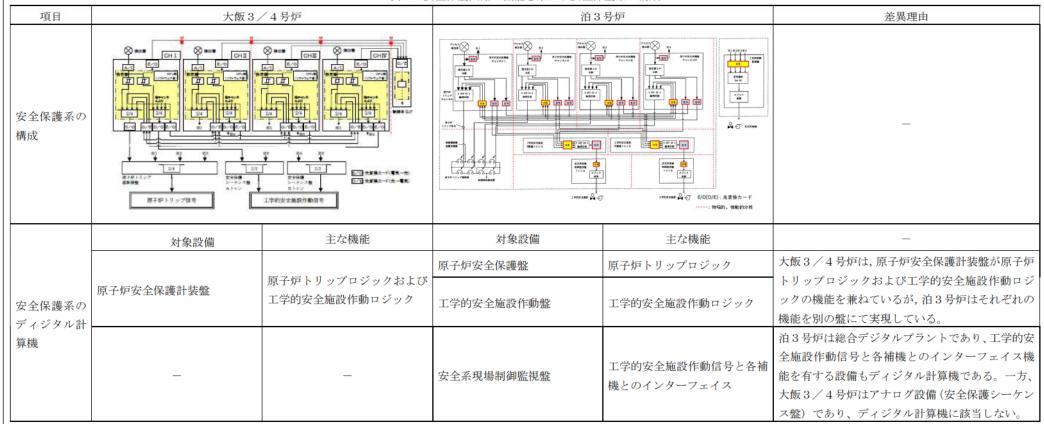
_	X BAERT TEL-750A07 760A 0 4A7	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	設置許可基準規則第24条(安全保護回路)	技術基準規則第35条(安全保護回路)	
- 1	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。	五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由

### 2-2) 設備構成の相違

大飯3/4号炉と泊3号炉とで、下表2のとおり安全保護回路の機能を果たす安全保護系の構成が異なるため、上表1に示す追加要求事項に適合すべき対象(安全保護系のディジタル計算機)に 差異がある。ただし、各対象設備において、上表1に示す追加要求事項に適合するための対策内容に、差異はない。

表2:安全保護回路の機能を果たす安全保護系の構成



大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
大飯発電所3/4号炉	泊 祭電所 3 暑恒	<b>女川原子力發電所9号</b> 恒	<b>美</b> 里理由

### 2-3) セキュリティ対策に係る運用の相違

大飯3/4号炉と泊3号炉とで、安全保護系のディジタル計算機について、セキュリティ対策に係る運用の相違が下表3のとおり抽出された。ただし、セキュリティ対策に係る基本的な考え方は同じであり、対策の実効性に差異はない。

表3:安全保護系のディジタル計算機におけるセキュリティ対策の運用

項目	大飯 3 / 4 号炉	泊3号炉	差異理由
ソフトウェア変更に用いる専用 保守ツールのパスワード変更	定期的(1年に1回以上)	定期的(定期保安工事毎 等)	<ul> <li>・大飯3/4号炉および泊3号炉ともに、セキュリティ対策における基本的な考え方は、「パスワードは、セキュリティ責任者の管理のもと、必要最小限の者に付与すること」である。</li> <li>・具体的な運用として、大飯3/4号炉は、少なくとも1年に1回以上パスワードを変更することとしている。</li> <li>・一方、泊3号炉は、定期保安工事や人事異動により、セキュリティ責任者やパスワードを付与すべき対象者が変更となる都度、パスワードを変更することとしている。</li> <li>・結果として、大飯3/4号炉にて定期保安工事の際にパスワードを変更することもあれば、泊3号炉にて1年に1回以上パスワードを変更することもあり、対策の実効性に差異はない。</li> </ul>
ソフトウェアのバックアップ	定期的	ソフトウェアの改造工事毎	<ul> <li>・大飯3/4号炉および泊3号炉ともに、セキュリティ対策における基本的な考え方は、「実際に現場の設備にインストールされている最新版のソフトウェアについて、バックアップを保管しておくこと」である。</li> <li>・具体的な運用として、大飯3/4号炉は、定期的にバックアップを取得することとしている。</li> <li>・一方,泊3号炉は、ソフトウェアの改造工事の都度、最新版のソフトウェアについてバックアップを取得し、保管する運用としている。</li> <li>・結果として、大飯3/4号炉にてソフトウェアの改造工事の際にバックアップを取得することもあり、対策の実効性に差異はない。</li> </ul>

第24条 安全保護同路

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 第24条:安全保護回路 第24条:安全保護回路 第24 条:安全保護回路 〈目 次〉 <目 次> 〈目 次〉 1. 基本方針 1. 基本方針 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (1) 位置、構造及び設備 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.3 気象等 1.3 気象等 1.4 設備等(手順等含む) 1.4 設備等(手順等含む) 1.4 設備等(手順等含む) 2. 安全保護回路 2. 安全保護回路 2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について 2.1 概要 2.1 概要 2.2 安全保護回路の概要 2.2 原子炉安全保護計装盤の物理的分離 2.2 安全保護設備の物理的分離 2.3 安全保護回路の物理的分離対策 2.3 原子炉安全保護計装盤の機能的分離 2.3 安全保護設備の機能的分離 2.4 コンピュータウィルスによる被害の防止 2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止 2.4 外部からの不正アクセス行為の防止について 2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性 2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性 2.5 安全保護系の検証及び妥当性確認について 確認 2.6 想定脅威に対する対策について 2.6 物理的及び電気的アクセスの制限 2.6 物理的及び電気的アクセスの制限 2.7 物理的分離及び電気的分離について 2.7 原子炉安全保護計装盤の概要 2.7 安全保護設備の概要 2.8 原子炉安全保護計装盤のソフトウェア変更管理 2.8 安全保護設備のソフトウェア変更管理 2.9 耐ノイズ・サージ対策 2.9 耐ノイズ・サージ対策 3. 別紙 別紙1 安全保護回路について, 承認されていない動作や変更を防ぐた めの設計方針 別紙2 今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している 場合の基準適合性 別紙3 安全保護系の過去のトラブル (落雷によるスクラム動作事象 等) の反映事項 別紙4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキ ュリティ対策 別紙5 安全保護回路のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ 接続可能なアクセスについて 別紙6 安全保護系のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対 応について 別紙7 安全保護回路のうちデジタル部分について、システム設計と実 際のデバイスが具備している機能との差(未使用機能等)によ る影響の有無 別紙8 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証 及び妥当性確認について

第24条 安全保護回路

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 安全保護回路	3. 技術的能力説明資料 (別添) 安全保護回路	4. 別添 別添 女川原子力発電所 2 号炉 運用,手順説明資料 安全保護回路	

第24条 安全保護回路

第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
<概 要>	<概 要>		
1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則 の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所 3号炉及び4号炉における適合性を示す。	1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規 則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所 3号炉における適合性を示す。		
2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合する ために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明 する。			
3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽 出し、必要となる運用対策等を整理する。	3. において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し,必要となる運用対策等を整理する。		

差異理由

#### 第 24 宋 女主休護四船 大飯発電所 3 / 4 号炉

### 1. 基本方針

### 1.1 要求事項の整理

安全保護回路について、設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第 35条における追加要求事項を明確化する(表1)。

表 1 股票共可基準規則第 24 条及72技術基準規則第 25 条 要求事項

設置許可基準規則 第 24 条(安全保護回路)	技術基準規則 第 35 条 (安全保護装置)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安 全保護回路(安全施設に属するものに限る。以下この 条において同じ。)を設けなければならない。		変更なし
運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、この異常な世態を検知し、及び原子呼呼止落、 被その他系統を使せて機能することにより、競料要 率の許容相偏限界を超えないようにできるものと すること。 一般計算率故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子呼停止系検及びエ学的安全 検索をも検加し、原子呼停止系検及びエ学的安全 検索をも検加し、原子の停止を使った。	運転時の異常な過度変化が発生する場合又は地 無力を止えより発電用原子中の運搬に支撑が生する 場合において、原子等か生素被その他系統と呼む 機能することにより、燃料要率の許容積像服界を超 えないようにできるものであること。	
三 安全保護回路を構成する機械者しくは源具又は チャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態か らの単一の取り外しを行った場合において、安全保護 機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。	ルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単	

設置許可基準規則 第24条(安全保護回路)	技術基準規則 第 35 条(安全保護装置)	俊考
五 駆動器の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が 発生した場合においても、発電用原子が施設をより安 全な状態に移行するか、又は当該状態を維持すること により、発電用原子が施設の安全上支端がない状態を 維持できるものとすること。	四 駆動器の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が 生じた場合においても、発電用原子が施設をより安全 な状態に移行するか、又は当該状態を維持することに より、発電用原子が施設の安全上支障がない状態を推 持できること。	変更なし
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的におうべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。	五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿ってき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	追加要求事項
セ 計画的解系統施設の一部を安全保護問題と共用 する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計 測制解系統施設から機能的に分離されたものとする こと。	古書館郵本の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう。計劃制御 素から機能がは分離されたものであること。 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 人 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	変更なし

#### 1. 基本方針

### 1.1 要求事項の整理

安全保護回路について,設置許可基準規則第24条及び技術基準規則 第35条における追加要求事項を明確化する(表1)。

泊発電所3号炉

表 1 没置許可基準規則第 31条及び技術基準提與第 35条 要求事項

設資許可基準規則 第24条(安全保護回路)	获纳基準规则 第 15 条(安全条理条款)	佐 考
年地川原子が施設には、次に掲げるところにより、安 全保護回路(安全施設に属するものに限る。以下この象 において同じ。) 全流けなければならない。	発理別収予が更談には、安全保護装置を返に定めるところ により施設しなければならない。	
環底時の異常な確確変化が発生する場合におい て、その異常な状態を検加し、裏で原子が停止系統を が他系統と併せて複能することにより、燃料要素の非 容相保障界を超えないようにできるものとすること。	連転移の無常な遠應異化が発生する場合 Xに地震の 発生により発覚用原わりの接触に支援が上する場合にお いて、原子が得ま事板との数素板と様せて機能することに より、使計算素の背容質量単原を超えないようにできるも のであること。	変更なし
設計基準事故が発生する報合において、その異常な状態を検加し、原子が停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。		変更なし
一 安全保護利高を構成する機械売しくは器具又は サヤシネルは、単一部等が起きた場合又は使用状態からの単一の最中外しを行った場合において、安全保護 機能を欠めないよう。多世性を保険するものとすること。	- 系統を構成する機械行しては算り又はチャンネルは、 単一批等が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外 しを行った場合において、安全保護機能を失わないとう。 多用性を解保すること。	変更なし
円 安全保護回路を構改するチャンネルは、それぞれ	三 系統を構成するチャンネルは、それぞれだいに分離	変更なし

度保許可基準規則 第 24 条 (安全保護回路)	技術基準規则 第35条(安全採漉装直)	報表
生いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全 保護機能を失わないように新立性を確保するものと すること。	し、されぞれのサヤンネル間において安全保護機能を失わ ないように指立性を確保すること。	
近 類様限の喪失、系統の邀解その触の不利な状似が 発生した場合においても、後世川原子が埋設をより安 今な依拠に移行するか、大は古孫状態を維持すること により、衆世州原子が寛深の安全上が停かない状態を 維持できるものとすること。	四 類域部の喪失。系統の維新その他の不利な状化が生じた場合に24°でも、発電用係子の施設をより安全な状態に移行するか、又は各議状態を維持することにより、発電用係子が施設の安全上支援がない状態を維持できること。	変更なし
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用は 的に品からま動作をさせて、又は使用目的に反する動作をさせる行為による機志を防止することができる。 ものとすること。	五 不正アクセス行為その他の電子事算機に使用目的に 向うべき動作を含せず、又は専用目的に関する動作を含せ そ行為による報告を抜けするために必要な権責が講じら 社でいるものであること。	追加要求事項
七 計劃諸衛高報施設の一個を安全保護回路と共用 する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計 測額資系規施設から機能的に分離されたものとする こと。	六 計画制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計画制御系から機能的に分離されたものであること。	変更なし
255	七 発電用用子炉の運転中に、その能力を確認するための 必要な試験ができるものであること。	変更なし

遊戲許可基準規則 第 24 条(安全保護回路)	技術基準規則 前 16 条(安全保護装置)	俊 考
	八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	能更なし

### 1. 基本方針

### 1.1 要求事項の整理

安全保護回路について,設置許可基準規則第二十四条及び技術基準規 則第三十五条における追加要求事項を明確化する(第1.1表)。

女川原子力発電所2号炉

第1.1表 設置許可基準規則第二十四条及び技術基準規則第三十五条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第二十四条(安全保護回路) 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこ	第三十五条(安全保護装置) 発電用原子炉施設には、安全保護	変更なし
	The same of the sa	変更なし
ろにより、安全保護回路(安全施設に属す	装置を次に定めるところにより施設	
るものに限る。以下この条において同じ。)	しなければならない。	
を設けなければならない。	produced as the deal of the baseline of the de-	
	一 運転時の異常な過渡変化が発生	
一 運転時の異常な過渡変化が発生する	する場合又は地震の発生により発電	
場合において、その異常な状態を検知し、	用原子炉の運転に支障が生ずる場合	
及び原子炉停止系統その他系統と併せて	において、原子炉停止系統その他系	
機能することにより、燃料要素の許容損傷	統と併せて機能することにより、燃	
限界を超えないようにできるものとする	料要素の許容損傷限界を超えないよ	
こと。	うにできるものであること。	
二 設計基準事故が発生する場合におい		変更なし
て、その異常な状態を検知し、原子炉停		
止系統及び工学的安全施設を自動的に作	-	
動させるものとすること。		
三 安全保護回路を構成する機械若しく	二 系統を構成する機械若しくは器	変更なし
は器具又はチャンネルは、単一故障が起き	具又はチャンネルは、単一故障が起き	
た場合又は使用状態からの単一の取り外	た場合又は使用状態からの単一の取	
しを行った場合において、安全保護機能を	り外しを行った場合において、安全保	
失わないよう、多重性を確保するものとす	護機能を失わないよう、多重性を確保	
ること。	すること。	
四 安全保護回路を構成するチャンネル	三 系統を構成するチャンネルは、そ	変更なし
四 女主保護四路を構成するテヤン不ルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチ	二 未就を構成するテヤン不ルは、で れぞれ互いに分離し、それぞれのチャ	変更なし
は、てれてれ互いに分離し、てれてれのテャンネル間において安全保護機能を失わ	れてれ互いに分離し、てれてれのテヤンネル間において安全保護機能を失	
ヤン不ル同において女主味護機能を失わないように独立性を確保するものとする	ン不が同において女主体護機能を失わないように独立性を確保すること。	
ないように独立性を確保するものとする こと。	わないように独立性を解除すること。	
五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不	四 駆動源の喪失、系統の遮断その他	変更なし
利な状況が発生した場合においても、発電	の不利な状況が生じた場合において	ススなし
用原子炉施設をより安全な状態に移行す	も、発電用原子炉施設をより安全な状	
カルーアル 施設をより女主な状態に移行するか、又は当該状態を維持することによ	態に移行するか、又は当該状態を維持	
るか、又は自該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない	態に移行するか、又は当該状態を維持 することにより、発電用原子炉施設の	
り、発電用原士炉施設の安主上文庫がない 状態を維持できるものとすること。	安全上支障がない状態を維持できる	
八郎を称行できるものとすること。		
	こと。	

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第二十四条 (安全保護回路)	第三十五条(安全保護装置)	
六 不正アクセス行為その他の電子計算	五 不正アクセス行為その他の電子	追加要求事項
機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又	計算機に使用目的に沿うべき動作を	
は使用目的に反する動作をさせる行為に	させず、又は使用目的に反する動作を	
よる被害を防止することができるものと	させる行為による被害を防止するた	
すること。	めに必要な措置が講じられているも	
	のであること。	
七 計測制御系統施設の一部を安全保護	六 計測制御系の一部を安全保護装	変更なし
回路と共用する場合には、その安全保護機	置と共用する場合には、その安全保護	100000000000000000000000000000000000000
能を失わないよう、計測制御系統施設から	機能を失わないよう、計測制御系から	
機能的に分離されたものとすること。	機能的に分離されたものであること。	
	七 発電用原子炉の運転中に、その能	変更なし
_	力を確認するための必要な試験がで	
	きるものであること。	
	八 運転条件に応じて作動設定値を	変更なし
-	変更できるものであること。	
	WW. C. D. O. C. W. D. C. C.	

#### 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 第24条 安全保護问路 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (1)位置、構造及び設備 (1) 位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (3)その他の主要な構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の | (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の | (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以 基本的方針のもとに安全設計を行う。 基本的方針のもとに安全設計を行う。 下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 a. 設計基準対象施設 a. 設計基準対象施設 (s) 安全保護回路 (s)安全保護回路 (s) 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、 その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能 ○ その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能 ○ その異常な状態を検知し及び原子炉保護系その他系統と併せて機能する。 することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないとともに、設計基 | することにより,燃料要素の許容損傷限界を超えないとともに,設計基 | ることにより,燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものと 準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止 するとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態 準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止 系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。 系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。 を検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計 レする。 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故 障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合にお┃障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合にお┃障が起きた場合又は使用状態からの単一の取外しを行った場合におい いて、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。 いて、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。 て、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それ 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それ 安全保護回路を構成するチャンネルは, それぞれ互いに分離し, それ ぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確しぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確し ぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確 保する設計とする。 保する設計とする。 保する設計とする。 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合におい 安全保護回路は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合におい 記載表現の相違 ても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持 | 生した場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又 ても,発電用原子炉施設をより安全な状態に移行する,又は当該状態を ・泊では、主語を明確 することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計 は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態 維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持 にするものであり, とする。 を維持できる設計とする。 できる設計とする。 実質的な差異なし。 安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為に対する安全保護 安全保護回路の機能を果たす安全保護系のディジタル計算機は, 不正 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器は, 不正アクセ 記載表現の相違 回路の物理的分離及び機能的分離を行うとともに、ソフトウェアは設 アクセス行為に対する安全保護回路の物理的分離及び機能的分離を行 ス行為に対する安全保護回路の物理的分離及び機能的分離を行うとと ・泊では、主語を明確 計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行 うとともに、ソフトウェアは設計、製作、試験及び変更管理の各段階で もに、ソフトウェア及びハードウェア回路は設計、製作、試験及び変更 にするものであり. 実質的な差異なし うことで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき │検証と妥当性の確認を適切に行うことで、不正アクセス行為その他の電 │管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行うことで、不正アクセス 子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動 動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防 行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用 止することができる設計とする。 作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。 目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設 計とする。 計測制御系統施設の一部を共用する場合には、その安全機能を失わな 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安 記載表現の相違 いよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。 全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計と 全機能を失わないよう,計測制御系統施設から機能的に分離した設計と ・泊では、主語を明確 【説明資料(2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、2.6)】 する。 する。 にするものであり、 【説明資料(2.1, 2.2, 2.3, 2.4, 2.5, 2.6)】 【説明資料 (2.1: P24 条-27,28) (2.2: P24 条 28-31) (2.3: P24 実質的な差異なし 条-32) (2.4: P24 条-33) (2.5: P24 条-34.35) (2.6: P24 条-36) (2.7: P24 条-37, 38) 】

へ. 計測制御系統施設の構造及び設備

- A. 3号炉
- (1) 計装
- (i)核計装の種類

原子炉容器外周に設置した炉外核計装の中性子東検出器により次の3 領域に分けて中性子東を測定する。

中性子源領域 2 チャンネル

中間領域 2チャンネル

- へ. 計測制御系統施設の構造及び設備
- (1) 計装
- (i) 核計装の種類

原子炉容器外周に設置した炉外核計装の中性子束検出器により,次の 3 領域に分けて中性子束を測定する。

中性子源領域 2 チャンネル

中間領域 2 チャンネル

へ 計測制御系統施設の構造及び設備

(中性子源領域及び中間領域)

中性子束は以下のように二つの領域に分けて発電用原子炉内で計測

起動領域:核分裂電離箱方式モニタ 8 チャンネル

(1) 計装

する。

(i) 核計装の種類

第24条 安全保護回路

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
出力領域 4チャンネル	出力領域 4 チャンネル	出力領域:小形核分裂電離箱方式モニタ 124 チャンネル	既許可に係る記載の
(ii) その他の主要な計装の種類	(ii) その他の主要な計装の種類	(ii)その他の主要な計装の種類	相違
原子炉施設のプロセス計装制御のため、原子炉圧力、加圧器水位、1次	原子炉施設の安全保護回路のプロセス計装として、原子炉圧力、加圧	発電用原子炉施設のプロセス計測制御のため,原子炉水位,原子炉圧	・「1.1 要求事項の整
冷却材流量及び温度、蒸気発生器水位、制御棒クラスタ位置、反応度停	器水位、1次冷却材流量・温度、蒸気発生器水位、主蒸気ライン圧力、	力,原子炉再循環流量,給水流量,主蒸気流量,制御棒駆動水圧等の計	理」のとおり、追加
止余裕等の計測装置を設ける。	原子炉格納容器圧力等の計測装置を設ける。	測装置を設ける。	要求事項は「不正ア
原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等	また, 設計基準事故時において事故の状態を知り, 対策を講じるのに		クセス行為~」のみ
想定される重大事故等の対応に必要となる重要な監視パラメータ及び	必要なパラメータを監視でき、必要なものは記録できる設計とする。		であり、その他要求
重要代替パラメータが計測又は監視及び記録ができる設計とする。			事項に変更はない。
(2) 安全保護回路	(2) 安全保護回路	(2) 安全保護回路	・本箇所は、既許可時
安全保護回路は、独立したチャンネルからなる多重チャンネル構成と	安全保護回路は、独立したチャンネルからなる多重チャンネル構成と	安全保護回路(安全保護系)は、「原子炉停止回路(原子炉保護系)」	から存在する記載
し、測定変数に対して「2 out of 4」方式等の回路を形成し、原子炉	し、測定変数に対して「2 out of 4」方式等の回路を形成する。	及び「その他の主要な安全保護回路(工学的安全施設作動回路)」で構	
トリップ及び非常用炉心冷却設備作動等を行う。		成する。	項を考慮しても、設
	安全保護回路の機能を果たす安全保護系は、原子炉停止回路の機能を		計に変更はない。
	果たす原子炉保護設備及びその他の主要な安全保護回路の機能を果た		・以上より、既許可に
	す工学的安全施設作動設備で構成し、マイクロプロセッサを用いる設計		係る記載の相違で
	とする。		あり,今回の設置変
	安全保護系は、計測制御系と機能的に分離した設計とする。また、安全保護系は、関係がある事件、系統の選択的などもどればませんによる。		更許可申請におい
	全保護系は,駆動源の喪失,系統の遮断等が生じた場合にも,最終的に 原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とする。		て生じた差異ではない。
	原士炉旭散が安主な状態に答り有く設計とする。		・以降、同様の箇所は
			説明を省略し、「既
			許可に係る記載の
			相違」とする。
安全保護回路は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に	   安全保護系は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿	   安全保護回路は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に	
沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為によ		沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による	
る被害を防止する設計とする。	害を防止する設計とする。	被害を防止する設計とする。	る記載と主語を統
		【説明資料 (2.1: P24 条-27, 28) (2.2: P24 条 28-31) (2.3: P24	一するものであり,
		条-32) (2.4: P24 条-33) (2.5: P24 条-34, 35) (2.6: P24 条-	実質的な差異なし。
		36) (2.7: P24 条-37, 38) 】	
(i)原子炉停止回路の種類	(i)原子炉停止回路の種類	(i)原子炉停止回路の種類	
次に示す信号により原子炉をトリップさせる原子炉停止回路を設け	原子炉保護設備は、原子炉の安全性を損なうおそれのある状態が発生		既許可に係る記載の
<b>వ</b> 。	した場合, あるいは発生が予想される場合に, これを抑制あるいは防止		相違
	するため,異常を検知し原子炉を自動的に緊急停止(トリップ)させる。		
	原子炉保護設備は、多重チャンネル構成とし、測定変数に対して「2	原子炉停止回路(原子炉保護系)は、次に示す条件により発電用原子	
	out of 4」方式等の回路を設け、次に示す信号により原子炉を自動的	炉をスクラムさせるため、二重( $2$ チャンネル)の「 $1$ out of $2$ 」方	
	にトリップさせる。	式の回路を設け、2チャンネルの同時動作によって発電用原子炉をスク	
		ラムさせる。	
<ul><li>・中性子東高(中性子源領域及び中間領域)</li></ul>	a. 中性子源領域中性子束高	a. 原子炉圧力高	
・中性子東高(出力領域)	b. 中間領域中性子東高	b. 原子炉水位低	
<ul><li>・中性子東変化率高(出力領域)</li></ul>	c. 出力領域中性子束高	c. ドライウェル圧力高	
・非常用炉心冷却設備作動	d. 出力領域中性子束変化率高	d. 中性子東高(平均出力領域モニタ)	
・過大温度ΔT高	e. 非常用炉心冷却設備作動	e. 中間領域における原子炉周期短(起動領域モニタ)	
・過大出力ΔT高	f. 過大温度 Δ T 高	f. 中性子束計装動作不能 (起動及び平均出力領域モニタ)	
・原子炉圧力高	g. 過大出力 Δ T高	g. スクラム排出容器水位高	
・原子炉圧力低	h. 原子炉圧力高	h. 主蒸気隔離弁閉	

第91条 安全促講同數

第24条 安全保護回路			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
・加圧器水位高	i . 原子炉圧力低	i. 主蒸気止め弁閉	既許可に係る記載の
• 1 次冷却材流量低	j. 加圧器水位高	j. 蒸気加減弁急速閉	相違
・1 次冷却材ポンプ回転数低	k. 1 次冷却材流量低	k. 主蒸気管放射能高	
・タービントリップ	1. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	1. 地震加速度大	
・蒸気発生器水位低	m. 1次冷却材ポンプ電源周波数低		
・地震加速度高	n. タービントリップ		
・手動	o. 蒸気発生器水位低		
	p. 地震加速度大		
	また,手動操作時及び原子炉保護設備の電源喪失時にも,原子炉はト	なお、原子炉保護系の電源喪失、モードスイッチ「停止」及び手動の	
	リップする設計とする。	場合にも発電用原子炉はスクラムする。	
(ii) その他の主要な安全保護回路の種類	(ii) その他の主要な安全保護回路の種類	(ii) その他の主要な安全保護回路の種類	
以下に示す信号により工学的安全施設作動設備を作動させる回路を設	工学的安全施設作動設備は、原子炉施設の破損、故障等に起因する燃	1-7 - 1	腰許可に係る記載の
以下にかり指方により工子の女主他以下 新欧州を下勤させる 凹階を 取ける。	工子の女主心故下動散補は、原丁が心故や秋預、散障寺に起因する然 料の破損等による放射性物質の放散の可能性のある場合に、これを抑制		相違
a. 非常用炉心冷却設備作動信号	又は防止するため、異常を検知し、次に示す条件により工学的安全施設	O~ CBX1/20	THAT
1 次冷却材の確保あるいは過度の反応度添加を抑え、炉心の損傷を防	を自動的に作動させる。		
止する。	a. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致、原子炉圧力異常低、主蒸気ラ	a. 原子炉水位低, 主蒸気管放射能高, 主蒸気管圧力低, 主蒸気管流	
・原子炉圧力低	イン圧力低、原子炉格納容器圧力高のいずれかの信号による非常用炉	量大、主蒸気管トンネル温度高、主復水器真空度低のいずれかの信	
・主蒸気ライン圧力低	心冷却設備の起動	号による主蒸気隔離弁の閉鎖	
・原子炉格納容器圧力高	b. 原子炉格納容器圧力異常高信号による原子炉格納容器スプレイ設備	b. ドライウェル圧力高、原子炉水位低、原子炉建屋原子炉棟放射能	
· 手動	の起動	高のいずれかの信号による常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系	
b. 主蒸気ライン隔離信号	c. 原子炉格納容器圧力異常高,主蒸気ライン圧力低,主蒸気ライン圧		
主蒸気管破断時に、健全側の蒸気発生器からの蒸気流出を防ぎ、1次	力減少率高のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉止	c. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプ	
冷却系統の除熟能力を確保する。	d. 非常用炉心冷却設備作動信号又は原子炉格納容器スプレイ作動信号		
・原子炉格納容器圧力異常高	による主蒸気隔離弁以外の主要な原子炉格納容器隔離弁の閉止	d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号による自動減圧	
・主蒸気ライン圧力低	11. TESTED AND 17 TO 18 III E.S.	系の作動	
・主蒸気ライン圧力減少率高	なお、手動操作で上記動作を行うことができる設計とする。	e. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプ	
・手動		レイ系ディーゼル発電機及び非常用ディーゼル発電機の起動	
c. 原子炉格納容器スプレイ作動信号		f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主蒸気隔離弁	
1次冷却系統の破断又は原子炉格納容器内での主蒸気管破断時に、原		以外の隔離弁の閉鎖	
子炉格納容器の減圧及びよう素除去のため、原子炉格納容器スプレイ			
設備を起動する。			
・原子炉格納容器圧力異常高			
・手動			
d. 原子炉格納容器隔離信号			
1 次冷却材喪失事故及び原子炉格納容器内での主蒸気管破断事故後に			
放射性物質の放出を防止するため、原子炉格納容器の隔離弁を閉止す			
<b>ప</b> .			
・非常用炉心冷却設備作動信号			
・原子炉格納容器スプレイ作動信号			
・手動			

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
1)安全設計方針	(2)安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針	<ul><li>(2) 安全設計方針</li><li>1. 安全設計</li><li>1.1 安全設計の方針</li></ul>	
1.1.5 計測制御系統施設設計の基本方針		また,安全保護系は,系の遮断,駆動源の喪失等においても安全上許	
1.1.5.1 原子炉制御設備 運転及び制御保護動作に必要な中性子東、温度、圧力等を測定する 原子炉計装及びプロセス計装を設けるとともに、通常運転時に起こり得 る設計負荷変化及び外乱に対して自動的に原子炉を制御する原子炉制 御設備を設ける。			既許可に係る記載の 相違
1.1.5.2 監視警報装置 通常運転時に異常、故障が発生した場合は、これを早期に検知し所要 の対策が講じられるよう中性子束、温度、圧力、放射能等を常時自動的 に監視し、警報を発する装置を設ける。 また、誤動作・誤操作による異常、故障の拡大を防止し事故への進展を 確実に防止するようインターロックを設ける。			
1.1.5.3 原子炉保護設備 炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることの ないよう異常状態へ接近するのを検知し、原子炉トリップを行うために 原子炉保護設備を設ける。原子炉保護設備は、必要な場合に確実に作動 するように多重性及び独立性を備え、単一故障によって保護機能を喪失 しない設計とするとともに、駆動源が喪失した場合には、最終的に安全			
な状態に落ち着く設計とする。 また、これら保護機能が喪失していないことを運転中に確認できるよう 設計する。			
1.1.5.4 工学的安全施設作動設備 1次冷却材喪失等の設計基準事故時に、炉心及び原子炉格納容器バウンダリを保護するため、工学的安全施設を作動させる工学的安全施設作動設備を設ける。工学的安全施設作動設備は、原子炉保護設備と同様に高い信頼性が得られるよう設計する。			

### 第24条 安全保護回路

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
1.1.5.5 安全保護回路不正アクセス防止 安全保護回路への不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的 に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為によ る被害を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、2.6)】 1.1.5.6 安全保護回路共用禁止 安全保護回路は2基以上の原子炉施設間で共用しない設計とする。	に沿うべき動作をさせず,又は使用目的に反する動作をさせる行為 による被害を防止する設計とする。		・泊では、既許可に係 る記載と主語を統 一するものであり、

差異理由

### 大飯発電所3/4号炉

#### (3) 適合性説明

#### 第二十四条 安全保護回路

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路(安 全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなけ ればならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な 状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能するこ とにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものと すること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知 し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるもの とすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、 単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行っ た場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する ものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離 し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう に独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合 においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又 は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障 がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき 動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害 を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、 その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に 分離されたものとすること。

#### 適合のための設計方針

#### 第1項第1号について

安全保護系には予想される各種の運転時の異常な過渡変化に対処し 得る複数の原子炉トリップ信号及び工学的安全施設作動信号を設け、運 転時の異常な過渡変化時に、原子炉の過出力状態や出力の急激な上昇等 の異常状態を検知した場合には、原子炉停止系統を作動させて原子炉を 自動的に停止させるとともに、必要に応じて工学的安全施設作動設備に より非常用炉心冷却設備を作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超える ことがない設計とする。

また、制御棒クラスタの連続引抜きのような原子炉停止系統の単一の 炉トリップ」信号、「過大出力∆T高原子炉トリップ」信号を設けるほ が生じた場合でも、燃料要素の許容損傷限界を超えないよう、「出力領 か、燃料被覆管の損傷を防止するための「過大温度Δ Τ 高原子炉トリッ | 域中性子東高 | 信号、「過大出力Δ Τ 高 | 信号、「過大温度Δ Τ 高 | 信号 プ」信号等を設け、これらの信号によって原子炉を自動的に停止させ、 燃料要素の許容損傷限界を超えることがない設計とする。

### (3) 適合性説明

### 第二十四条 安全保護回路

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路 (安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。

泊発電所3号炉

- 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な 状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能する ことにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるも のとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知 し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるも のとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、 単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行 った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保 するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離 し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよ うに独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合 においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、 又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上 支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき 動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被 害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、 その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的 に分離されたものとすること。

#### 適合のための設計方針

#### 第1項第1号について

安全保護系は、運転時の異常な過渡変化時に、中性子東、原子炉圧力 等の変化を検出し、原子炉停止系を含む適切な系統の作動を自動的に開 始させ、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。

また、安全保護系は、制御棒クラスタの偶発的な連続引き抜きのよう 誤動作に対し、炉心を過出力状態から保護するための「中性子束高原子」な,反応度制御系のいかなる単一の誤動作に起因する急激な反応度投入 等により原子炉を自動的に停止できる設計とする。

#### (3) 適合性説明

(安全保護回路)

第二十四条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全 保護回路(安全施設に属するものに限る。以下この条において同 じ。)を設けなければならない。

女川原子力発電所2号炉

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常 な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能 することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにで きるものとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検 知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させ るものとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネル は、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外し を行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性 を確保するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離 し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わない ように独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場 合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行する か、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき 動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による 被害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合に は、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたものとすること。

### 適合のための設計方針

#### 第1項第1号について

(1) 安全保護系は、運転時の異常な過渡変化時に、中性子東及び原子 | 既許可に係る記載の 炉圧力等の変化を検出し、原子炉保護系を含む適切な系統の作動 相違 を自動的に開始させ、燃料要素の許容損傷限界を超えることがな い設計とする。

(2) 安全保護系は、偶発的な制御棒引抜きのような原子炉停止系のい かなる単一の誤動作に起因する異常な反応度印加が生じた場合 でも、燃料要素の許容損傷限界を超えないよう、中性子東高スク ラム及び原子炉周期短スクラムにより発電用原子炉を停止でき る設計とする。

第24条 安全保護问路

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

71014	> 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	,,,	
		大飯発電所3/4号炉	
第1項第	見について		

安全保護系は、設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉トリップ信 号及び工学的安全施設作動信号を設け、1次冷却材喪失事故等の事故を 検知した場合には、原子炉保護設備の動作により原子炉を自動的に停止 させるとともに、必要に応じて工学的安全施設作動設備が動作して非常 用炉心冷却設備、原子炉格納容器隔離弁あるいは原子炉格納容器スプレ イ設備等の工学的安全施設を自動的に動作させる設計とする。

#### 第1項第2号について

安全保護系は、設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉 停止系の作動を自動的に開始させる設計とする。また, 非常用炉心冷却 設備の作動,原子炉格納容器隔離弁の閉止,原子炉格納容器スプレイ設 備の作動等の工学的安全施設の作動を自動的に開始させる設計とする。

泊発電所3号炉

- (1) 原子炉は、以下の条件の場合にトリップする。
- a. 中性子源領域中性子東高
- b. 中間領域中性子束高
- c. 出力領域中性子東高
- d. 出力領域中性子束変化率高
- e. 非常用炉心冷却設備作動
- f. 過大温度 Δ T 高
- g. 過大出力 Δ T 高
- h. 原子炉圧力高
- i . 原子炉圧力低
- i. 加圧器水位高
- k. 1次冷却材流量低
- 1. 1次冷却材ポンプ電源電圧低
- m. 1次冷却材ポンプ電源周波数低
- n. タービントリップ
- o. 蒸気発生器水位低
- p. 地震加速度大
- q. 手動
- (2) 工学的安全施設は、以下のとおり作動する。
- a. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致、原子炉圧力異常低、主蒸気ラ イン圧力低, 原子炉格納容器圧力高のいずれかの信号による非常用炉 心冷却設備の起動
- b. 原子炉格納容器圧力異常高信号による原子炉格納容器スプレイ設備 の起動
- c. 原子炉格納容器圧力異常高,主蒸気ライン圧力低,主蒸気ライン圧 力減少率高のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉止
- d. 非常用炉心冷却設備作動信号又は原子炉格納容器スプレイ作動信号 による主蒸気隔離弁以外の主要な原子炉格納容器隔離弁の閉止 なお、手動操作で上記動作を行うことができる。

#### 第1項第3号について

安全保護系は、多重性を有するチャンネル構成とし、チャンネルの単 一故障又は使用状態からの単一の取り外しを考慮しても、安全保護機能 を果たす設計とする。

#### 第1項第3号について

安全保護系は、十分に信頼性のあるチャンネルにより原則として4チ ャンネルで構成し、機器若しくはチャンネルに単一故障が起きた場合、 又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても, その安全 保護機能を失わないように、多重性を備えた設計とする。

#### 第1項第2号について

安全保護系は、設計基準事故時に異常状態を検知し、原子炉保護系 既許可に係る記載の を自動的に作動させる。また,自動的に主蒸気隔離弁の閉鎖、非常用 相違 炉心冷却系の起動、非常用ガス処理系の起動を行わせる等の保護機能 を有する設計とする。

女川原子力発電所2号炉

- (1) 発電用原子炉は、下記の条件の場合にスクラムする。
- a. 原子炉圧力高
- b. 原子炉水位低
- c. ドライウェル圧力高
- d. 中性子東高(平均出力領域モニタ)
- e. 中間領域における原子炉周期短(起動領域モニタ)
- f. 中性子東計装動作不能(起動及び平均出力領域モニタ)
- g. スクラム排出容器水位高
- h. 主蒸気隔離弁閉
- i. 主蒸気止め弁閉
- j. 蒸気加減弁急速閉
- k. 主蒸気管放射能高
- 1. 地震加速度大
- m. 手動
- n. モードスイッチ「停止」
- (2) その他の主要な安全保護系(工学的安全施設作動回路)には、次 のようなものを設ける設計とする。
- a. 原子炉水位低、主蒸気管放射能高、主蒸気管圧力低、主蒸気管 流量大,主蒸気管トンネル温度高,主復水器真空度低のいずれか の信号による主蒸気隔離弁閉鎖
- b. ドライウェル圧力高,原子炉水位低,原子炉建屋原子炉棟放射 能高のいずれかの信号による常用換気系の閉鎖と非常用ガス処 理系の起動
- c. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心ス プレイ系, 低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の起動
- d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号による自動減 圧系の作動
- e. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電機及び非常用ディーゼル発電機の起動
- f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主蒸気隔離 弁以外の隔離弁の閉鎖

#### 第1項第3号について

安全保護系は、十分に信頼性のある少なくとも2チャンネルの保護 | 既許可に係る記載の 回路で構成し、機器又はチャンネルの単一故障が起きた場合、又は使 相違 用状態からの単一の取外しを行った場合においても,安全保護機能を 失わないように、多重性を備えた設計とする。

第24条 安全保護问路

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 既許可に係る記載の 具体的には次のとおりである。 具体例は下記のとおりである。 (1) 安全保護系は、使用状態からの単一の取り外し、あるいは運転時の (1) 原子炉保護設備は、原子炉トリップ演算処理装置、トリップチャン (1) 原子炉保護系は、検出器、トリップ接点、論理回路、主トリップ継 相違 異常な過渡変化時及び設計基準事故時においてチャンネルの単一故 ネル、原子炉トリップ遮断器等で構成し、「2 out of 4」方式とす 電器等で構成し、基本的に二重の「1 out of 2」方式とする。 障を想定しても安全保護機能を失うことがなく、かつ、偽の信号発生 る。原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは各々四つ 安全保護機能を維持するため,原子炉保護系作動回路は,運転中全 等による誤動作を防止するため、「2 out of 3」又は「2 out of 4」 設け、検出器は原子炉トリップ演算処理装置ごとに設ける。 て励磁状態にあり、電源の喪失、継電器の断線及び検出器を取り外し 構成とする。 原子炉トリップ演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装等か た場合,回路が無励磁状態で、チャンネル・トリップになるようにす らの信号を入力し、原子炉トリップ演算を実施する。この信号が設定 る。したがって、これらの単一故障が起きた場合、又は使用状態から 値に達した場合、チャンネルトリップ信号を発信する。 の単一の取外しを行った場合においても、その安全保護機能を維持で トリップチャンネルは、各々四つの原子炉トリップ演算処理装置か ちの信号を入力し、二つ以上の原子炉トリップ演算処理装置の動作に 核計装系は、安全保護回路として必要な最小チャンネル数よりも一 より原子炉トリップ信号を発信する。 つ以上多いチャンネルを持ち、運転中でもバイパスして保守、調整及 各トリップチャンネルからの信号は、対応するトリップチャンネル び校正できる。 に属する原子炉トリップ遮断器に入力され、二つ以上のトリップチャ したがって、これが故障の場合、故障チャンネルはバイパスし、残 ンネルが原子炉トリップ信号を発信した場合、原子炉がトリップする りのチャンネルにより安全保護回路の機能が維持できる。 設計とする。 (2) 工学的安全施設作動設備は、工学的安全施設作動演算処理装置、工 (2) 工学的安全施設を作動させるチャンネル(検出器を含む。)は、多 学的安全施設作動装置等で構成し、「2 out of 4」方式とする。エ 重性をもった構成とする。 学的安全施設作動演算処理装置は四つ, 工学的安全施設作動装置は二 したがって、これらの単一故障、使用状態からの単一の取外しを行 つ設ける。 った場合においても、安全保護機能は維持できる。 工学的安全施設作動演算処理装置は,安全保護回路のプロセス計装 からの信号を入力し、工学的安全施設作動演算を実施する。この信号 が設定値に達した場合、チャンネルトリップ信号を発信する。 工学的安全施設作動装置は、各々四つの工学的安全施設作動演算処 理装置からの信号を入力し、二つ以上の工学的安全施設作動演算処理 装置の動作により工学的安全施設作動信号を発信する。 (2) 例外として、プラント起動時等、その安全保護機能を必要とする期 (3) 原子炉起動時等その安全保護機能を必要とする期間が短期間に限 間が短期間に限られる場合は、その短期間でのチャンネルの故障確率 られる場合は、その短期間でのチャンネルの故障確率が小さいことか が小さいことから「1 out of 2」構成とする。 ら、原子炉保護設備のうち「中性子源領域中性子東高」及び「中間領 域中性子東高」原子炉トリップは「1 out of 2」方式とする。 第1項第4号について 第1項第4号について 第1項第4号について 安全保護回路を構成するチャンネルは、チャンネル毎に専用のケーブ 安全保護系は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変 安全保護系は、その系を構成するチャンネル相互が分離され、またし既許可に係る記載の ルトレイ、計装盤等を設けるとともに、それぞれのチャンネル間におい 化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないよう 計測制御系からも原則として分離し、独立性を持つ設計とする。 て安全保護機能を失わないように物理的、電気的に分離し、独立性を図 に、その系統を構成するチャンネル相互が分離され、また計測制御系か る設計とする。また、各チャンネルの電源も無停電電源4母線から独立 らも原則として分離し、それぞれのチャンネル間の独立性を確保した設 に供給する設計とする。 計とする。 具体的には次のとおりである。 具体例は下記のとおりである。 (1) 原子炉格納容器を貫通する計装配管は、物理的に独立した貫通部 を有する2系列を設ける。 (1) 検出器からのケーブル及び電源ケーブルは、各チャンネルごとに専 (2) 検出器からのケーブル及び電源ケーブルは、独立に中央制御室の 用のケーブルトレイ等を設け、独立に安全系計装盤室の各盤に導く。 各盤に導く。 各原子炉トリップ演算処理装置等は,各々独立の盤に設ける。 各トリップチャンネルの論理回路は、盤内で独立して設ける。 (2) 安全保護系の電源は、相互に分離及び独立した無停電の計装用交流 (3) 原子炉保護系作動回路の電源は、分離・独立した母線から供給す 母線から,独立に供給する設計とする。 る。 第1項第5号について 第1項第5号について 第1項第5号について

原子炉保護系の演算処理装置、原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイ 安全保護系は駆動源として電力を使用する。原子炉保護設備の原子炉 ル等は、駆動源の喪失、系の遮断に対して、原子炉をトリップさせる方 向に作動するよう設計する。

その他の安全保護回路は、多重化し、物理的にも分離することによっ て、計測チャンネル又は論理回路トレインに単一故障が生じても安全側 に落着くか、又は、そのままの状態にとどまって安全上支障がない状態 を維持できるよう設計する。

大飯発電所3/4号炉

トリップ遮断器の不足電圧コイル等は、駆動源の喪失、系統の遮断等に 対して原子炉をトリップさせる方向に作動する設計とする。 工学的安全施設作動設備は, 駆動源の喪失, 系統の遮断等に対してフ

泊発電所3号炉

ェイル・セイフとするか、又は故障と同時に現状維持(フェイル・アズ・ イズ) になるようにし、この現状維持の場合でも、多重化された他の回 路によって工学的安全施設を作動させることができる設計とする。

電源喪失時にフェイル・セイフとなる主要なものは次のとおりであ

- (1) 原子炉トリップ
- (2) 原子炉格納容器隔離弁閉(空気作動弁)

#### 第1項第6号について

安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算 せる行為による被害を防止することができる設計とする。

- (1) 安全保護系のデジタル計算機は、これが収納された盤の施錠等に より、ハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離し、 外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、ゲートウ ェイを介して一方向通信(送信のみ)にすることにより送信のみ に制限することで機能的に分離する設計とする。
- (2) 安全保護系のデジタル計算機は、外部からの不正アクセスを防止 するため、計算機固有のプログラム及び言語を使用し、一般的な コンピュータウィルスが動作しない環境となる設計とする。
- (3) 安全保護系のデジタル計算機の設計、製作、試験及び変更管理の 各段階において、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関す る規程 (JEAC4620-2008)」及び「ディジタル安全保護系の検証及 び妥当性確認に関する指針 (TEAG4609-2008)」に進じて、検証及 び妥当性確認(コンピュータウィルスの混入防止を含む。)がなさ れたソフトウェアを使用する設計とする。
- (4) 不正な変更等による承認されていない動作や変更を防ぐため、発 電所出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、安全

#### 第1項第6号について

安全保護系のディジタル計算機は,不正アクセス行為その他の電子計 機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさ|算機に使用目的に沿うべき動作をさせず,又は使用目的に反する動作を させる行為による被害を防止することができる設計とする。

- (1) 安全保護系のディジタル計算機は、これが収納された盤の施錠等に より、ハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離し、外部 ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、ゲートウェイを 介して一方向通信(送信のみ)に制限することで機能的に分離する設 計とする。
- (2) 安全保護系のディジタル計算機は、外部からの不正アクセスを防止 するため、計算機固有のプログラム及び言語を使用し、一般的なコン ピュータウイルスが動作しない環境となる設計とする。
- (3) 安全保護系のディジタル計算機の設計、製作、試験及び変更管理の 各段階において、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規 程(JEAC4620-2008)」及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確 認に関する指針(TEAG4609-2008)」に進じて、検証及び妥当性確認(コ ンピュータウイルスの混入防止含む。)がなされたソフトウェアを使用 する設計とする。
- (4) 不正な変更等による承認されていない動作や変更を防ぐため、発電 所出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、安全保護系

女川原子力発電所2号炉 安全保護系の駆動源として電源あるいは空気圧を使用する。

差異理由 既許可に係る記載の

この系統に使用する弁等は、フェイル・セイフの設計とする、又は 故障と同時に現状維持(フェイル・アズ・イズ)になるようにし、こ の現状維持の場合でも多重化された他の回路によって保護動作を行 うことができる設計とする。

フェイル・セイフとなるものの主要なものを挙げると以下のとおり である。

- (1) 電源喪失
- a. スクラム
- b. 主蒸気隔離弁閉
- c. 格納容器ベント弁閉
- (2) 制御用空気喪失
- a. スクラム
- b. 格納容器ベント弁閉

また,主蒸気隔離弁以外の工学的安全施設を作動させる安全保護系 の場合、駆動源である電源の喪失時には、系統を現状維持とする設計 とする。

系統の遮断やその他, 火災, 浸水等不利な状況が発生した場合でも, この工学的安全施設作動回路及び工学的安全施設自体が多重性,独立 性を持つことで発電用原子炉施設を十分に安全な状態に導くよう設 計する。

#### 第1項第6号について

安全保護系のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、

これが収納された盤の施錠により、ハードウェアを直接接続させな い措置を実施することで物理的に分離するとともに、外部ネットワー クへのデータ伝送の必要がある場合は、防護装置(通信状態を監視し、 送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を 遮断)を介して安全保護回路の信号を一方向(送信機能のみ)通信に 制限することで機能的に分離するとともに,

固有のプログラム言語の使用による一般的なコンピュータウイル スが動作しない環境等によりウイルス等の侵入を防止することでソ フトウェアの内部管理の強化を図り、外部からの不正アクセスを防止 する設計とする。

また、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」 (TEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確 認に関する指針」(JEAG4609-2008) に準じて設計、製作、試験及び変 更管理の各段階で検証及び妥当性確認 (コンピュータウイルスの混入 防止含む。)がなされたソフトウェア又はハードウェア回路を使用す るとともに.

発電所での出入管理による物理的アクセスの制限及び設定値変更

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
保護系のデジタル計算機のパスワード管理により、電気的アクセスを制限する設計とする。 【説明資料 (2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、2.6)】	のディジタル計算機のパスワード管理により、電気的アクセスを制限する設計とする。 【説明資料(2.1, 2.2, 2.3, 2.4, 2.5, 2.6)】	作業での鍵管理により、不正な変更等による承認されていない動作や変更を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1: P24 条-27, 28) (2.2: P24 条 28-31) (2.3: P24 条-32) (2.4: P24 条-33) (2.5: P24 条-34, 35) (2.6: P24 条-36) (2.7: P24 条-37, 38)】	
第1項第7号について 安全保護系は、計測制御系から分離した設計とする。安全保護系の一部から計測制御系への信号を取り出す場合には、信号の分岐箇所に光変 換カード又は絶縁増幅器を使用し、計測制御系で回路の短絡、開放等の 故障が生じても安全保護系への影響を与えない設計とする。 また、安全保護系と計測制御系の盤、ケーブル、ケーブルトレイ等は 原則として物理的に分離した配置とする。	安全保護系の一部から計測制御系へ信号を取り出す場合には、信号の 分岐箇所に絶縁回路を設け、取り出し先の計測制御系での回路の短絡、	第1項第7号について 安全保護系と計測制御系とは電源、検出器、ケーブル・ルート及び 原子炉格納容器を貫通する計装配管を、原則として分離する設計とす る。 安全保護系は、原子炉水位及び原子炉圧力を検出する計装配管へッ ダの一部を計測制御系と共用すること及び原子炉核計装の検出部が 表示、記録計用検出部と共用される以外は計測制御系とは完全に分離 する等、計測制御系での故障が安全保護系に影響を与えない設計とす る。 安全保護系と計測制御系で計装配管を共用する場合は、安全保護系 の計装配管として設計する。 また、原子炉核計装の検出部が表示、記録計用検出部と共用してい るが、計測制御系の短絡、地絡又は断線によって安全保護系に影響を 与えない設計とする。	
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
1.4 設備等 (手順等含む)	1.4 設備等 (手順等含む)	1.4 設備等(手順等含む)	
6. 計測制御系統施設	6. 計測制御設備	6. 計測制御系統施設	
6.3 プロセス計装	6.3 プロセス計装	6.3 原子炉プラント・プロセス計装	
6.3.1 概要	6.3.1 概要	6.3.1 概 要	
プラントの適切かつ安全な運転のために1次冷却系をはじめとし、各	プロセス計装は、原子炉施設の適切かつ安全な運転のために必要なプ	発電用原子炉の適切かつ安全な運転のため,原子炉核計装のほかに,	既許可に係る記載の
補助系における必要なプロセス量の測定を行い、その信号の一部は、原	ロセス量の測定を行い、その信号の一部は、原子炉保護設備、工学的安	発電用原子炉施設の重要な部分には全てプロセス計装を設ける。原子炉	相違
子炉保護設備、工学的安全施設作動設備、原子炉制御設備に用いる。	全施設作動設備及び原子炉制御設備に用いる。	プラント・プロセス計装は、温度、圧力、流量、水位等を測定及び指示	
プロセス計装設備は、検出器のほかに、演算処理装置を収納する計装	プロセス計装は、温度、圧力、流量、水位等の測定を行い、主要なパ	するものであるが、一部を除き必要な指示及び記録計器は全て中央制御	
盤から構成し、主要なパラメータは、中央制御盤に指示、記録及び警報	ラメータは、中央制御盤で監視でき、必要なものは警報を発信する。	室に設置する。	
の発信を行う。		原子炉プラント・プロセス計装は、圧力容器計装、再循環系計装、給	
		水系計装,主蒸気系計装,制御棒駆動系計装等の計装で構成する。	
原子炉の停止及び炉心冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状	原子炉の停止及び炉心冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状		
況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても監		況を監視するために必要なパラメータは, 設計基準事故時においても監	
視でき確実に記録及び保存ができる。	視でき確実に記録及び保存ができる。	視でき,確実に記録及び保存ができる。	
6.3.2 設計方針	6.3.2 設計方針	6.3.2 設計方針	
(1) 安全保護回路のプロセス計装は、以下の方針で設計する。	(1) 安全保護回路のプロセス計装は、以下の方針で設計する。	原子炉プラント・プロセス計装は、以下の設計方針を満足するように	
	a. 多重性	設計する。	既許可に係る記載の
c. 安全保護回路のプロセス計装は、単一故障又は使用状態からの単一	a. 多単性 安全保護回路のプロセス計装は、その系統を構成するチャンネルに単		成計可に係る記載の相違
安主味護回路のプロセス計談は、単一収障又は使用状態からの単一 の取り外しを行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多			<b>作</b> 基
の取り外しを行った場合において、女主休護機能を長大しないより多重性を確保する設計とする。	一		
重任を健体する政計とする。	とする。		
	b. 独立性		
d. 安全保護回路のプロセス計装は、チャンネル相互を分離し、それぞ			
れのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。	時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能		
4000/インイル間において独立圧を確保する取引とする。	を失わないように、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それ		
	ぞれのチャンネル間の独立性を確保した設計とする。		
	c. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の機能		
a. 安全保護回路のプロセス計装は、運転時の異常な過渡変化が生じた	安全保護回路のプロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な過渡	(1) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において, 炉心, 原子炉	
場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び必要な	変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器	冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ、並びにそれ	
工学的安全施設と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限	バウンダリ及びそれらに関連する設備の健全性を確保するために必要	らに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータは、	
界を超えないようにできる設計とする。	なパラメータについて、必要な対策が講じ得るように予想変動範囲内で	予想変動範囲内での監視が可能であるようにプロセス計装を設け	
y are an ory to the application of the second	監視できる設計とする。	المرابع المرا	
	さらに、運転時の異常な過渡変化時において、その異常な状態を検知し、		
	原子炉をトリップさせ、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とす		
	\$ <sub>0</sub>		
	d. 設計基準事故時の機能		
b. 安全保護回路のプロセス計装は、設計基準事故時に、その異常な状	安全保護回路のプロセス計装は、設計基準事故時において、その異常	(2) 設計基準事故時において,事故の状態を知り対策を講じるのに必要	
態を検知し、原子炉停止系統及び必要な工学的安全施設を含む適切な	な状態を検知し,原子炉トリップ及び必要な工学的安全施設を自動的に	なパラメータを監視できるよう、プロセス計装を設けるよう設計す	
系統を自動で作動する設計とする。	作動させる設計とする。	<b>వ</b> 。	
	e. 故障時の機能		
e. 安全保護回路のプロセス計装は、駆動源の喪失、系統の遮断その他	安全保護回路のプロセス計装は、駆動源の喪失、系統の遮断等が生じ	(3) 安全保護系に関連する原子炉プラント・プロセス計装は,「6.6 安	
考慮すべき不利な状況に対して最終的に安全な状態に落ち着くよう	た場合においても、最終的に原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計と	全保護系」に記載する設計方針(4)~(9)を満足するように設計す	
な設計とする。	する。	る。	
		(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいがあった場合,	

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		その漏えいを検出するのに必要なプロセス計装を設けるものとす	
		<b>వ</b> .	
f. 安全保護回路のプロセス計装は、不正アクセス行為その他の電子計 算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作 をさせる行為による被害を防止する設計とする。	f. 不正アクセス防止 安全保護回路のプロセス計装は,不正アクセス行為その他の電子計算 機に使用目的に沿うべき動作をさせず,又は使用目的に反する動作をさ せる行為による被害を防止する設計とする。		記載表現の相違 ・既許可に係る付番 を踏襲するもので あり、実質的な差異 なし。
g. 安全保護回路のプロセス計装は、計測制御系と分離した設計とし、 安全保護回路の一部を計測制御系と共用する場合には、計測制御系の 故障、誤操作若しくは使用状態からの単一の取り外しが波及し、その 安全保護機能を失わないように、機能的に分離する設計とする。	g. 計測制御系との分離 安全保護回路のプロセス計装は,計測制御系とは機能的に分離した設計とする。安全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には,計測制御系に故障が生じても,安全保護系に影響を与えない設計とする。		既許可に係る記載の相違
j. 安全保護回路のプロセス計装は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるような設計とする。	h. 試験可能性 安全保護回路のプロセス計装は、原子炉の運転中に定期的に試験及び 検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、 独立に各チャンネルの試験及び検査ができる設計とする。 i. 電源喪失に対する考慮 安全保護回路のプロセス計装の電源は、無停電の計装用交流母線から 給電し、一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計と する。		
h. 安全確保上最も重要な原子炉停止、炉心冷却及び放射能閉じ込めの 3 つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束、原子炉水位 及び原子炉冷却系の圧力及び温度等は、設計基準事故時においても記 録されるとともに事象経過後に参照できるよう当該記録が保存でき る設計とする。	j. 記録及び保存 安全確保上最も重要な原子炉停止, 炉心冷却及び放射能閉じ込めの3 つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束, 原子炉水位, 原 子炉冷却系の圧力及び温度等は, 設計基準事故時においても記録される とともに事象経過後に参照できるよう当該記録が保存できる設計とす る。	(5) 安全確保上最も重要な原子炉停止, 炉心冷却及び放射能閉じ込めの 3つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束, 原子炉水 位, 原子炉冷却材系の圧力及び温度等は, 設計基準事故時において も記録されるとともに事象経過後に参照できるように当該記録が 保存できる設計とする。	を踏襲するもので
i. 安全保護回路のプロセス計装は、2 基以上の原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。			既許可に係る記載の 相違
(2) 安全保護回路以外の主要なプロセス計装としては、1次冷却系計装、補助給水系計装、燃料取替用水系計装等があり、これらは以下の方針で設計する。	(2) 安全保護回路以外のプロセス計装は、以下の方針で設計する。		
a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において主要なパラメータは、予想変動範囲での監視、記録ができるよう設計する。	a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の監視 安全保護回路以外のプロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な 過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納 容器バウンダリ及びそれらに関連する設備の健全性を確保するために 必要なパラメータについて、必要な対策が講じ得るように予想変動範囲 内で監視、記録ができる設計とする。 b. 設計基準事故時の監視		
また、事故時において事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータは監視、記録できるようにする。	安全保護回路以外のプロセス計装は、設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを適切な方法で十分な範囲にわたり監視でき、必要なものは記録できる設計とする。		
b. プロセス計装の主要なパラメータは中央制御盤で監視できるように する。			

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
c. 主要なプロセス計装の電源は、無停電電源装置より給電する。	c. 試験可能性 安全保護回路以外のプロセス計装は, 試験及び検査ができる設計とする。 d. 電源喪失に対する考慮 安全保護回路以外の主要なプロセス計装の電源は, 無停電の計装用交流母線から給電し, 一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。		既許可に係る記載・相違
6.3.4 主要設備 6.3.4.1 安全保護回路のプロセス計装 原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備に信号を供給する安全 保護回路のプロセス計装は、検出器のほかに演算処理装置を収納する計 装盤から構成される。安全保護回路のプロセス計装を第 6.3.1 表に示す。 ここにも示すとおり、これらの計装は単一故障又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多重化しており、それぞれのチャンネルは、独立した計装盤に収納することにより物理的に分離している。 また、これらの計装に必要な電源は、4 台の無停電電源装置からそれぞれ独立に給電すると共に、検出器と計装盤間等の関連する配線もチャンネル相互に分離し電気的にも独立性を保つようにする。  さらに、安全保護回路のプロセス計装の信号を制御系に使用する場合には、光変換カード又は絶縁増幅器により両者の間を絶縁し、制御系に生じた短絡、地絡又は断線による故障が安全保護回路に影響を与えることのないようにする。  【説明資料(2.1、2.2、2.3)】	行ってもその安全保護機能を失わないように多重化されている。 ディジタル演算処理装置はチャンネルごとに独立したラックに収納 するとともに、検出器とラック間等の関連する配線も専用のケーブルト レイ等を設け、チャンネル相互間を物理的に分離する。 安全保護回路のプロセス計装の電源は、無停電の計装用交流母線から それぞれ独立に給電することにより、チャンネル相互間を電気的に分離 する。 ラック及び配線は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。 安全保護回路のプロセス計装の信号を計測制御系に使用する場合に は、計測制御系に生じた短絡、地絡又は断線による故障が安全保護系に	は水位高で警報する。原子炉水位低下が更に大きい場合には、原子炉停止(原子炉スクラム)系、工学的安全施設及び原子炉隔離時冷却系を作動させるとともに原子炉再循環ポンプを停止する信号を出す。また、原子炉水位上昇が更に大きい場合にはタービン・トリップを行わせるための信号を出す(第 6.3-1 図、第 6.6-4 図、第 6.6-5 図、第 6.6-6 図参照)。 原子炉圧力は、連続的に測定し、指示及び記録する。原子炉圧力高で警報する。 また、原子炉圧力が更に上昇する場合に、原子炉スクラムや主蒸気逃がし安全弁開放等の保護動作を行わせるための信号を出す(第 6.6-4 図及び「5.1.1.4.3.3 主蒸気逃がし安全弁」参照)。 原子炉圧力容器胴部の温度は、上部、中間部、下部について測定し、記録する。原子炉圧力容器上蓋のフランジ部シールの漏えいは、2個の Oリング間のフランジ面に接続されたドレンラインで検出する。内側の Oリングからの漏えいは、ドレンラインに設けた圧力検出器によって検	記載方針の相違 ・既許可に係る記 であり、従来は設 許可基準規則第 2
これらの計装の機能をテストする場合には、検出器の出力信号回路に 模擬入力を印加することにより、規定の設定値において、必要な動作を		出し、圧力高で警報する。 (2) 再循環系計装 再循環系では、再循環流量、冷却材温度、原子炉再循環ポンプ出入口 差圧及び静止形原子炉再循環ポンプ電源装置の出力周波数を連続的に 測定し指示、又は記録する。 また、炉心流量はジェットポンプのディフューザの差圧により測定する。 原子炉再循環ポンプについては、シール漏えい流量、冷却材流量及び温度を計測し、シール漏えい流量高、冷却水流量低及び温度高で警報を出す。また、軸受振動、軸受温度等を測定し、振動大、温度高等により警報を出す。 (3) 給水系及び主蒸気系計装 原子炉給水流量及び主蒸気流量は、連続的に測定し、指示及び記録する。	は説明資料番号 記載しなかった。 ・実態として、不正 クセス防止にも 与する設計であり 説明資料番号を 載している大飯と 実質的な差異は い。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

ほう酸水注入系では、ほう酸水貯蔵タンク水位、ほう酸水温度及びポ

低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系では、ポンプ出口圧力、流量等

高圧炉心スプレイ系では、ポンプ出口圧力及び流量を測定し、指示す

原子炉隔離時冷却系では、ポンプ出口圧力、流量等を測定し、指示す

ンプ出口圧力を計測し、ほう酸水貯蔵タンク水位低で警報する。

また、サプレッションチェンバ内のプール水位高で警報する。

を測定し、指示する。

る。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 第24条 安全保護问路 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 することを確認することができる。また、多重化した検出器は、チャン その他タービン第一段圧力などを測定し、指示及び記録する。 既許可に係る記載の ネル相互の信号を比較することにより、原子炉運転中にもその健全性を (4) 制御棒駆動系計装 確認できる。 制御棒駆動系では、制御棒駆動水、スクラムアキュムレータ及びスク なお、安全保護回路のプロセス計装の計測信号はすべて中央制御盤上 安全保護回路のプロセス計装のパラメータは中央制御盤で監視でき, ラム排出容器並びに制御棒位置に対して、それぞれ適切なプロセス計装 に指示、又は記録し、プラントの適切かつ安全な運転ができるようにす 原子炉施設の適切かつ安全な運転ができる。 を設ける。 制御棒駆動系では、制御棒駆動水ポンプ入口圧力、フィルタの圧力降 なお、加圧器水位、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力及び蒸気 また, 加圧器水位, 主蒸気ライン圧力, 原子炉格納容器圧力及び蒸気 下,原子炉圧力と制御棒駆動水圧との差圧,制御棒駆動水のヘッダ部で 発生器水位については、事故時において監視、記録できるものとする。 発生器水位については、設計基準事故時においても中央制御盤で監視で の流量、制御棒駆動機構の温度(位置指示用計器ウェル内)、アキュム きる。 レータ窒素圧力、アキュムレータの漏えい水量及びスクラム排出容器水 位などを計測する。 6.3.4.2 安全保護回路以外のプロセス計装 (2) 安全保護回路以外のプロセス計装 制御棒駆動水ポンプ入口圧力低、フィルタの圧力降下大、スクラムア 安全保護系以外の主要なプロセス計装は、次の計装により監視又は 安全保護回路以外のプロセス計装は,以下の計装により中央制御盤で キュムレータの窒素圧力低、スクラムアキュムレータ漏えい水量大及び 既許可に係る記載の 監視できる。 記録できるようにする。 スクラム排出容器水位高で警報する。スクラム排出容器の水位が更に高 相違 また、事故時において事故の状態を知り対策を講じるに必要なプロセ また、設計基準事故時において事故の状態を知り対策を講じるのに必 くなれば制御棒引抜阻止及び原子炉スクラムのための信号を出す。 ス計装は第6.3.2 表に示すとおりであり、これらは監視、記録できる | 要なプロセス計装を第6.3.2表に示す。 制御棒位置は、制御棒駆動機構の中心部に設けたインジケータチュー ようにする。 ブ内のリードスイッチによって検出し指示する。 (5) 原子炉格納容器内雰囲気計装 (1) 1次冷却系計装 a. 1次冷却設備計装 原子炉格納容器について計測する主要な項目は,原子炉格納容器内の 1次冷却系計装では、1次冷却材の温度、圧力、サブクール度、加圧 1 次冷却設備計装は、1 次冷却材の温度・圧力・サブクール度、加圧 | 圧力、温度、湿度、水素濃度、酸素濃度及び放射線レベルである。 器スプレイラインの温度、加圧器逃がしラインの温度、加圧器逃がしタ 器スプレイラインの温度, 加圧器逃がしラインの温度, 加圧器逃がしタ 原子炉格納容器内の圧力、温度及び酸素濃度は、連続的に測定し、指 ンクの温度、圧力、水位、1次冷却材ポンプの振動、軸受温度、冷却水 ンクの温度・圧力・水位、1次冷却材ポンプの振動・軸受温度、原子炉 示又は記録する。また、冷却材喪失事故後の原子炉格納容器内の圧力、 温度等を連続的に指示又は記録し、必要なものについては警報を発す 容器水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。 温度, 水素濃度, 酸素濃度, 放射線レベル等も測定し, 記録する。その ほか、ドライウェルの湿度並びにサプレッションチェンバ内のプールの なお、炉心冷却状態監視を補助するものとして原子炉水位計を設け 水位及び水温も連続的に測定し、指示又は記録する。 ドライウェル圧力高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。ドライ (2) 化学体積制御系計装 b. 化学体精制御設備計裝 ウェル圧力の上昇が更に大きい場合には,原子炉保護系及び工学的安全 化学体積制御系計装では、抽出ラインの圧力、温度、流量、体積制 施設を作動させるための信号を出す(第6.6-4 図及び第6.6-6 図参 化学体積制御設備計装は、抽出ラインの圧力・温度・流量、体積制御 御タンクの圧力、水位、充てんラインの温度、流量、1次冷却材ポ タンクの圧力・水位、充てんラインの温度・流量、1次冷却材ポンプ封 照)。 ンプ封水ラインの温度、流量、原子炉補給水の流量、ほう酸タンク 水ラインの温度・流量、1次系純水補給ラインの流量、ほう酸補給ライ サプレッションチェンバでは、プール水位低、プール水位高、プール の温度、水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発 ンの流量、ほう酸タンクの温度・水位等を監視し、必要なものについて 水温高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。 する。 は警報を発信する。 (6) 漏えい検出系計装 (3) 主蒸気及び給水、補助給水系計装 c. 主蒸気及び給水設備計装 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいは、ドライウェル 主蒸気及び給水の圧力、温度、補助給水流量、復水ピット水位等を 主蒸気及び給水設備計装は、蒸気発生器水位(広域)、主蒸気及び主 内ガス冷却装置の凝縮水量、ドライウェル内サンプ水量及びドライウェ 指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。 給水の圧力・温度・流量、補助給水流量、補助給水ピット水位等を監視 | ル内ガス中の核分裂生成物の放射能の測定により約 3.80/min の漏え し、必要なものについては警報を発信する。 いを1時間以内に検出できるようにする。測定値は、指示するとともに、 (4) 燃料取替用水系計装 冷却材の漏えい量が多い場合には警報する。 (7) その他の計装

燃料取替用水ピット水位等を指示又は記録し、必要なものについて は警報を発する。

#### (5) 原子炉格納容器関連計装

スプレイ流量、原子炉格納容器内温度、水位等を指示又は記録し、 必要なものについては警報を発する。

#### (6) 原子炉補機冷却系計装

原子炉補機冷却水サージタンク水位等を指示又は記録し、必要なも のについては警報を発する。

## d. 原子炉格納施設計装

原子炉格納施設計装は、格納容器スプレイ流量、格納容器内温度、格 納容器再循環サンプ水位等を監視し、必要なものについては警報を発信 する。

### e. 原子炉補機冷却水設備計装

原子炉補機冷却水設備計装は,原子炉補機冷却水サージタンク水位等 を監視し、必要なものについては警報を発信する。

f. 原子炉補機冷却海水設備計装

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 第24条 安全保護问路 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 原子炉補機冷却海水設備計装は、原子炉補機冷却海水母管圧力等を監 既許可に係る記載の 視し、必要なものについては警報を発信する。 相違 (7) 制御用空気系計装 g. 制御用圧縮空気設備計装 制御用空気圧力等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発す 制御用圧縮空気設備計装は、制御用空気圧力等を監視し、必要なもの る。 については警報を発信する。 (8) 非常用炉心冷却系計装 h. 非常用炉心冷却設備計装 高圧及び低圧注入流量等を指示又は記録し、必要なものについて 非常用炉心冷却設備計装は、蓄圧タンク圧力・水位、高圧及び低圧注 は警報を発する。 入流量、燃料取替用水ピット水位等を監視し、必要なものについては警 報を発信する。 (9) 燃料貯蔵設備計装 i. 燃料貯蔵設備計装 使用済燃料ピットの水位及び温度の異常な状態を検知し、中央制御室 使用済燃料ピットの水位及び水温の異常な状態を検知し、中央制御室 記載表現の相違 に警報を発する。 に警報を発信する。 ・泊では、主語を明確 また、外部電源が利用できない場合でも温度、水位その他使用済燃料ピ また、外部電源が利用できない場合でも水位、水温その他使用済燃料 にするものであり, ットの状態を示す事項を監視できる設計とする。 ピットの状態を示す事項を監視できる設計とする。 実質的な差異なし (10) その他 i. その他 上記のほかに、放射性廃棄物処理系、使用済燃料ピット水浄化冷却系、 上記のほかに、使用済燃料ピット水浄化冷却設備、放射性廃棄物廃棄 既許可に係る記載の 相違 試料採取系、蒸気発生器ブローダウン系、原子炉補機冷却海水系等のプ 設備、試料採取設備等のプロセス計装を設ける。 ロセス計装を設ける。 (11) 記録及び保存 k. 記録及び保存 安全保護回路以外のプロセス計装で必要なものについては記録及び 安全保護回路以外のプロセス計装で必要なものについては記録及び 保存を行う。 保存を行う。 1. プラント計算機 (12) プラント計算機 中央制御盤によるプラントの状態把握を補助するものとして、所要の 中央制御盤による原子炉施設の状態把握を補助するものとしてプラ 既許可に係る記載の 処理能力及び記憶容量を有するプラント計算機を設け、主にプロセス計 ント計算機を設け、プラント性能計算、データの収集、記録等を行う。 装からの信号を入力し、圧力、温度、流量、放射線レベル等の印字及び 画面表示を行う。 6.6 安全保護系 6.6.1 概要 6.3.6 手順等 安全保護系は、発電用原子炉の安全性を損なうおそれのある異常な過 記載方針の相違 (1) 安全保護系のディジタル計算機が収納された盤については、施錠 渡状態や誤動作が生じた場合、あるいはこのような事態の発生が予想さ ・大飯は「6.6.7(原子 れる場合に、それを防止あるいは、抑制するために安全保護動作を起こ 管理方法を定め運用する。 炉保護設備の)手順 (2) 発電所への出入については、出入管理方法を定め運用する。 すなどにより発電用原子炉を保護するために設ける。この系は、原子炉 等」に代表して記載 (3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及 保護系を作動させるための原子炉保護系作動回路及び非常用炉心冷却 している。 び入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検 系等の工学的安全施設を作動させるための工学的安全施設作動回路か 泊では、すべての対 証及び妥当性を確認することを定め運用する。 らなる。 象箇所(「本箇所」 (4) 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 「6.6.6(原子炉保 (5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手 護設備の)手順等」 順に関する教育を実施する。 「6.7.6(工学的安 全施設の)手順等」) 6.6.2 設計方針 に、それぞれ記載す 安全保護系の設計方針は次のとおりである。 るものであり、実質 6.6 原子炉保護設備 6.6 原子炉保護設備 的な差異はない。

#### 6.6.1 概要

原子炉保護設備は、原子炉計装あるいは、安全保護系のプロセス計装 からの信号により、運転中の異常な過渡変化時あるいは、事故時に際し 工学的安全施設の作動とあいまって燃料の許容設計限界、原子炉冷却材

### 6.6.1 概要

原子炉保護設備は、原子炉の安全性を損なうおそれのある運転時の異 常な過渡変化あるいは設計基準事故が発生した場合, 又は発生が予想さ れる場合に、それを抑制あるいは防止するため、異常を検知し原子炉を

(4) 安全保護系は、多重性及び電気的・物理的な独立性を有する設計 とし実際に起こると考えられるいかなる単一機器の故障又は単一相違 一機器の使用状態からの取外しによっても、その安全保護機能が

既許可に係る記載の

第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリを保護するため原子炉	自動的にトリップさせる。	妨げられないようにする。	既許可に係る記載の
停止系統を作動させ、原子炉を自動停止させる。			相違
原子炉保護設備は、原子炉プラントの種々のパラメータを監視する原			
子炉計装あるいは、安全保護系のプロセス計装からの信号を受信し、原			
子炉トリップ信号及びインターロック回路動作信号を発生する 4 重ト			
レインの論理回路と原子炉トリップ信号により自動的に開く原子炉ト			
リップ遮断器とで構成する。			
		(1) 安全保護系は,運転時の異常な過渡変化時に,その異常状態を検	
6.6.2 設計方針	6.6.2 設計方針	知し,原子炉保護系を自動的に作動させ,燃料要素の許容損傷限	
原子炉保護設備は、以下の方針で設計する。		界を超えないようにする。	既許可に係る記載の
		(2) 安全保護系は,偶発的な制御棒引抜きのような原子炉停止系のい	相違
	(1) 多重性	かなる単一の誤動作に対しても,燃料要素の許容損傷限界を超え	
(3) 原子炉保護設備は、単一故障又は使用状態からの単一の取り外しを	原子炉保護設備は、その系統を構成する機器若しくはチャンネルに単	ないようにする。	
行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多重性を確保す	一故障が起きた場合,又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合		
る設計とする。	においても、その安全保護機能を失わないように、多重性を備えた設計		
	とする。	(3) 安全保護系は、設計基準事故時にあっては、直ちにこれを検知し、	
	(2) 独立性	原子炉保護系及び工学的安全施設の作動を自動的に開始させる。	
(4) 原子炉保護設備は、チャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネ			
ル間において独立性を確保する設計とする。	渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないよ	(5) みん用業がは、おの強縮、関係なる素はによりです。 みんしきた	
	うに、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャン	(5) 安全保護系は、系の遮断、駆動源の喪失においても、安全上許容	
	ネル間において独立性を確保する設計とする。 (3) 過渡時の機能	される状態 (フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズ) にな るようにする。	
(1) 原子炉保護設備は、運転時の異常な過渡変化が生じた場合におい	THE RESIDENCE OF COURSE OF STREET	(6) 安全保護系は、一般計測制御系とは極力分離し、部分的に共用し	
て、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統を含む適切な設備と併		た場合でも一般計測制御系の故障が安全保護系に影響を与えな	
せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えることがな		いようにする。	
い設計とする。	b. 原子炉保護設備は、制御棒クラスタの偶発的な連続引き抜きのよう		
T BAH C 7 0/0	な反応度制御設備のいかなる単一の誤動作に起因する急激な反応度	(7) 安全保護系は、通常運転中においても、定期的に機能試験を行う	
	投入が生じた場合でも、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とす	ことができるようにする。	
	5.		
	(4) 設計基準事故時の機能		
(2) 原子炉保護設備は、設計基準事故時にその異常な状態を検知し、原	原子炉保護設備は,設計基準事故時に,その異常な状態を検知し,原		
子炉停止系統を自動的に作動させ、また、必要な場合には手動でも作	子炉をトリップさせる設計とする。		
動できる設計とする。			
The state of the s	(5) 故障時の機能	(8) 安全保護系は、監視装置、警報等によりその作動状況が確認でき	
(5) 原子炉保護設備は、駆動源の喪失、系統の遮断その他考慮すべき	原子炉保護設備は, 駆動源の喪失, 系統の遮断等が生じた場合におい	る設計とする。	
不利な状況に対して最終的に安全な状態に落ち着くような設計とす	ても、最終的に原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とする。		
る。	(6) 計測制御系との分離		
	原子炉保護設備は、計測制御系とは機能的に分離した設計とする。安		
	全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御系に故障		
	が生じても、安全保護系へ影響を与えない設計とする。	(9) 安全保護系は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的	
	(7) 試験可能性	に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行	
(8) 原子炉保護設備は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が	原子炉保護設備は、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができる	為による被害を防止することができる設計とする。	
喪失していないことを確認できる設計とする。	とともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立に各チャ	【説明資料 (2.1: P24 条-27, 28) (2.2: P24 条 28-31) (2.3: P24	
	ンネルの試験及び検査ができる設計とする。	条-32)(2.4: P24 条-33)(2.5: P24 条-34, 35)(2.6: P24 条-	
	(8) 電源喪失に対する考慮	36) (2.7: P24 条-37, 38) 】	
	原子炉保護設備の電源は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定		

流電源が喪失すると、トリッププランジャを解放し、遮断器を開く。制 御棒クラスタは、運転員が原子炉トリップ遮断器をリセットするまでは

引抜きはできない。また、原子炉トリップ遮断器は、トリップ信号が復

また、トリップ遮断器は、"2 out of 4" ロジックを構成しているた

帰しないとリセットはできない。

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 縁字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

(1) 安全保護回路を有する制御盤については、施錠管理方法を定め、

(2) 発電所の出入管理方法については,「1.1.1.5 人の不法な侵入等

運用する。

の防止(3)手順等」に示す。

第24条 安全保護回路	们光电// 13 5 /P DD 至中過日任 比較衣 1.4	終子: 記載表現、設備名称の租運	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。		既許可に係る記載の
	(9) 作動状況の確認	6.6.3 主要設備の仕様	相違
(9) 原子炉保護設備は、作動状況が確認できる設計とする。	原子炉保護設備は、監視機能を設け作動状況が確認できる設計とす	原子炉保護系の主要設備の仕様を第6.6-1 表及び第6.6-4 図に,	
	<b>వ</b> 。	工学的安全施設の主要設備の仕様を第6.6-2表,第6.6-5図及び第	
	(10) 手動操作	6.6-6 図に示す。	
(2) 原子炉保護設備は、設計基準事故時にその異常な状態を検知し、原	原子炉保護設備は、自動的に作動し、また、必要な場合には手動でも		
子炉停止系統を自動的に作動させ、また、必要な場合には手動でも作	作動させることができる設計とする。	6.6.4 主要設備	
動できる設計とする。		6.6.4.1 原子炉保護系	
	(11) 不正アクセス防止	原子炉保護系は,第6.6-1 図,第6.6-2 図及び6.6-3 図に示す	記載表現の相違
(6) 原子炉保護設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電	原子炉保護設備のディジタル計算機は、不正アクセス行為その	ように、2チャンネルで構成する。各チャンネルには、一つの測定変数	・既許可に係る付番
子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する	他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目	に対して,少なくとも二つ以上の独立したトリップ接点があり,いずれ	を踏襲するもので
動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。	的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。	かの接点の動作でそのチャンネルがトリップし, 両チャンネルの同時の	あり、実質的な差異
【説明資料 (2.1、2.2、2.4)】	【説明資料 (2.1, 2.2, 2.4)】	トリップの場合に、発電用原子炉がスクラムする。	なし。
(7) 原子炉保護設備は、2 基以上の原子炉施設間で共用又は相互に接続		スクラム弁への計器用空気の制御には、2個のソレノイド作動のスク	既許可に係る記載の
しない設計とする。		ラムパイロット弁(以下, 6.では「パイロット弁」という。)を使用す	相違
		る。このパイロット弁は、三方向形で、各制御棒駆動機構のスクラム弁	
6.6.3 主要設備の仕様		に対して、二つのソレノイドのうち一つ、あるいは両方が励磁状態にあ	
原子炉保護設備の主要設備の仕様を第 6.6.1 表及び第 6.6.1 図に示		る場合は、スクラム弁のダイヤフラムに空気圧がかかって、弁を閉鎖状	
す。		態に保つようにしている。パイロット弁の両ソレノイドが無励磁になれ	
		ば、スクラム弁のダイヤフラムの空気圧がなくなってスクラム弁は開	
6.6.4 主要設備	6.6.3 主要設備	き、制御棒を挿入することになる。各駆動機構のパイロット弁に二つず	
6.6.4.1 原子炉トリップ遮断器	(1) 構成	つあるソレノイドは、原子炉保護系のそれぞれのチャンネルが同時にト	既許可に係る記載の
原子炉トリップ遮断器は、第6.6.1 図に示すように原子炉保護系ロ		リップすれば、無励磁となり発電用原子炉はスクラムするが、単一チャ	
ジック・トレインに合わせて 4 重トレイン構成とし、各トレインにそ	装置、トリップチャンネル、原子炉トリップ遮断器等で構成し、"2 out	ンネルのみのトリップでは一つのソレノイドしか無励磁とならずスク	
れぞれ2 台ずつ設けられた計8 台の遮断器の相互接続により、各ロジ			
ック・トレインからの信号に対し "2 out of 4" のロジックを形成して	チャンネルは、多重化された四つのチャンネルで構成し、各チャンネル		
Wa.	には自己診断機能を有するマイクロプロセッサを用いる。		
"2 out of 4" ロジックを形成する原子炉トリップ遮断器は、制御棒	原子炉トリップ演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装あるい		
駆動装置用電源を制御棒駆動装置に接続する。	は炉外核計装からの信号を入力し、原子炉トリップ演算を行い、信号が		
各ロジック・トレインからのトリップ信号は、対応するトレインに属			
する2 台の原子炉トリップ遮断器を同時に開くことができる。	トリップチャンネルは、各々四つの原子炉トリップ演算処理装置から		
原子炉トリップは4 重トレインのうち、2 トレイン以上の原子炉ト	の信号を入力し、二つ以上の原子炉トリップ演算処理装置がチャンネル		
リップ遮断器を開くことによって達成される。2 トレイン以上の原子炉	トリップ信号を発信した場合には、原子炉トリップ信号を発信する。		
トリップ遮断器が開くと制御棒駆動装置への電源が遮断され、制御棒ク	原子炉トリップ遮断器は、トリップチャンネルごとにそれぞれ2台ず		
ラスタは自重で炉心に落下する。	つ設けられ相互に接続された計8台構成とする。各原子炉トリップ遮断		
各原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルは、プラント出力運転中励			
磁されており、スプリングに抗してトリッププランジャを保持してい			
5.	入状態となっている。各トリップチャンネルからの原子炉トリップ信号		
。 原子炉計装あるいは安全保護系のプロセス計装によって監視してい			
る変数が設定値に達し、所要の演算処理装置等が動作すると原子炉トリ	を遮断し、対応する原子炉トリップ遮断器2台を同時に開放する。すな	6.6.6 手順等	
ップ遮断器の不足電圧コイルへの直流回路を開く。不足電圧コイルの直			
A STATE OF THE PARTY OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE	1-21-12/2011 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	シエドルスハース ひく, シーシロ はこ ロロコスサミルツ, 週 男 な日生で	I

及び原子炉トリップ遮断器の駆動源には、電力を使用する。これらは、

する。

が遮断され、制御棒クラスタが重力で炉心に落下し、原子炉がトリップ

原子炉保護設備の原子炉トリップ演算処理装置,トリップチャンネル

24-21

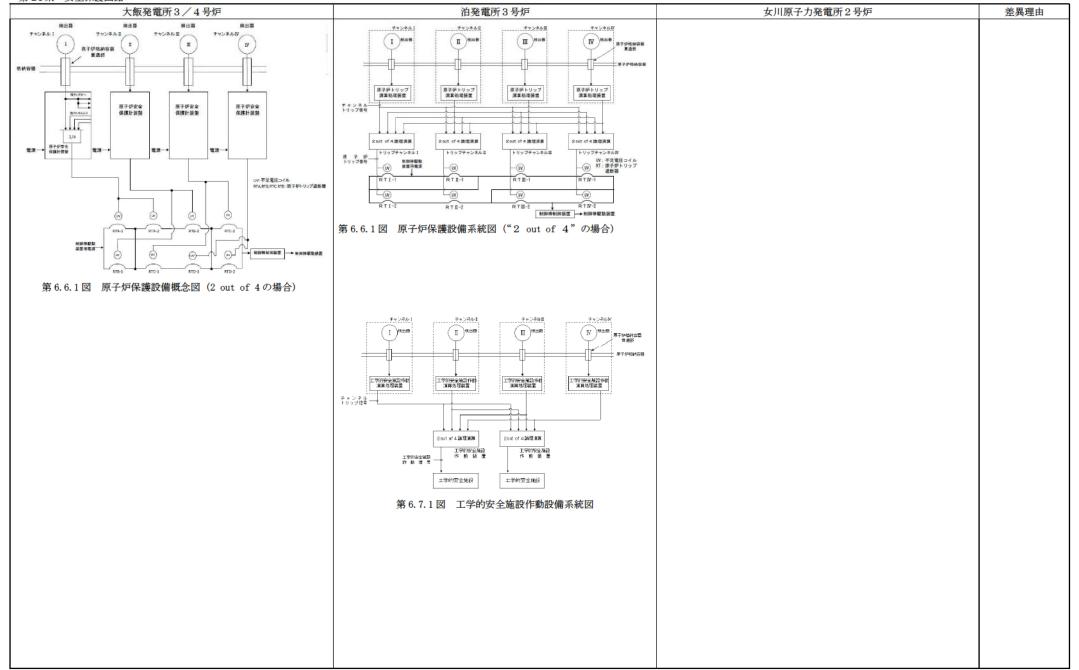
第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
め、運転中における単独トレインごとのトリップ遮断器の実動作(開放)	四発电別35万 駆動源の喪失、系統の遮断等が生じた場合においてもフェイル・セイフ	(3) 発電所の出入管理に係る教育については、「1.1.1.5 人の不法な	2271211
デストが可能である。	をなり、最終的に原子炉施設が安全な状態に落ち着く。	侵入等の防止(3)手順等」に示す。	相違
原子炉トリップ遮断器は、原子炉補助建屋内の制御棒駆動装置電源室	また、原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは、マイ	及八寺の別正(の)子順寺」にかり。	10)座
に設置し、必要な場合には、現場手動遮断が可能である。	クロプロセッサの故障に対してトリップ信号を発信する。	6.6.7 評価	
TORREOT DE SAMERIA THE COLOR	なお、原子炉保護設備は、安全保護上要求される機能が正しく確実に	(1) 安全保護系は、運転時の異常な過渡変化時には、その異常状態を	
	実現されていることが保証されたソフトウェアを使用する。	検知し、原子炉保護系を自動的に作動させることにより、燃料要素	
		の許容損傷限界を超えないようにすることができる。	
6.6.7 手順等	6.6.6 手順等	(2) 安全保護系は、偶発的な制御棒引抜きのような原子炉停止系のい	
(1) 安全保護系のデジタル計算機が収納された盤については、施錠管理	安全保護系の手順については、「6.3.6 手順等」に示す。	かなる単一の誤動作に対しても燃料要素の許容損傷限界を超えな	記載方針の相違
方法を定め運用する。	Service of A. Theoretical States and the Service of Ser	い設計としている。	・泊は、不正アクセス
(2) 発電所への出入りについては、出入管理方法を定め運用する。		(3) 安全保護系は,事故時にあっては,直ちにこれを検知し,原子炉	防止に係る手順に
(3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及び		保護系及び工学的安全施設の作動を自動的に開始することができ	ついて 6.3.6 にて
入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検証		る。	既出であるため,当
及び妥当性を確認することを定め運用する。		(4) 安全保護系は、多重性及び電気的・物理的な独立性を有する設計	
(4) 適切に保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。		とし、実際に起こると考えられるいかなる単一機器の故障若しくは	載とした。
(5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手順		単一機器の使用状態からの取り外しによっても、その安全保護機能	
に関する教育を実施する。		が妨げられることはない。	
【説明資料 (別添)】		(5) 安全保護系は、系の遮断、駆動源の喪失においても、安全上許容	
		される状態 (フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズ) になる 設計としている。	
		成計としている。   (6) 安全保護系は、一般計測制御系とは極力分離し、部分的に共用し	
		た場合でも一般計測制御系の故障が安全保護系に影響を与えない	
		設計としている。	
		(7) 安全保護系は、通常運転中においても、定期的に機能試験を行う	
		ことができる。	
		(8) 安全保護系は, 監視装置, 警報等によりその作動状況が確認でき	
		る設計としている。	
		(9) 安全保護系は,不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的	
		に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為	
		による被害を防止することができる設計としている。	
			l

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
6.7 工学的安全施設作動設備	6.7 工学的安全施設作動設備		
6.7.1 概要	6.7.1 概要		
工学的安全施設作動設備は、1次冷却材喪失事故あるいは主蒸気管破	工学的安全施設作動設備は、原子炉冷却材喪失、主蒸気管破断等に際		既許可に係る記載の
断事故等に際して、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納	して、炉心の冷却を行い、原子炉格納容器バウンダリを保護し、発電所		相違
容器バウンダリを保護するための設備を起動するものである。	周辺の公衆の安全を確保するための設備を作動させる。		
工学的安全施設作動設備は、安全保護系のプロセス計装から信号を受			
けて、工学的安全施設を作動させる2トレインの論理回路で構成する。			
6.7.2 設計方針	6.7.2 設計方針		
	(1)多重性		既許可に係る記載の
(1) 工学的安全施設作動設備は、単一故障あるいは使用状態からの単一	工学的安全施設作動設備は、その系統を構成する機器若しくはチャン		相違
の取り外しを行っても、安全保護機能を喪失しないような多重性を有す	ネルに単一故障が起きた場合,又は使用状態からの単一の取り外しを行		
る設計とする。	った場合においても,その安全保護機能を失わないように,多重性を備		
	えた設計とする。		
	(2)独立性		
(2) 工学的安全施設作動設備は、チャンネル相互を分離し、チャンネル	工学的安全施設作動設備は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の		
間の独立性を図る設計とする。	異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,その安全保護機能を失		
	わないように、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれ		
	のチャンネル間において独立性を確保する設計とする。		
	(3)過渡時の機能		
	工学的安全施設作動設備は, 運転時の異常な過渡変化時に, その異常		
	な状態を検知し、原子炉停止系を含む適切な系統を自動的に作動させ、		
	燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。		
	(4) 設計基準事故時の機能		
	工学的安全施設作動設備は、設計基準事故時に、その異常な状態を検		
	知し,原子炉トリップ及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させる		
	設計とする。		
	(5) 故障時の機能		
(3) 工学的安全施設作動設備は、駆動源の喪失又は系の遮断に対して、	工学的安全施設作動設備は, 駆動源の喪失, 系統の遮断等が生じた場		
最終的に安全な状態に落ち着くような設計とする。	合においても、最終的に原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とす		
AND AND THE PARTY OF THE PARTY	る。		
	(6)計測制御系との分離		
	工学的安全施設作動設備は,計測制御系とは機能的に分離した設計と		
	する。安全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御		
	系に故障が生じても、安全保護系へ影響を与えない設計とする。		
	(7)試験可能性		
(4) 工学的安全施設作動設備は、原子炉の運転中に定期的に試験を行	工学的安全施設作動設備は、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査		
い、機能が喪失していないことを確認できる設計とする。	ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立		
	に各チャンネルの試験及び検査ができる設計とする。		
	(8) 電源喪失に対する考慮		
	工学的安全施設作動設備は、無停電の計装用交流母線から給電し、一		
	定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。		
	(9)作動状況の確認		
(6) 工学的安全施設作動設備は、作動状況が確認できる設計とする。	工学的安全施設作動設備は、監視機能を設け作動状況が確認できる設		
The state of the s	計とする。		
(7) システムの導入段階、更新段階、試験段階でコンピュータウィルス	ALTERNATION OF THE PROPERTY OF		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
が混入することを防止し、システムへのアクセス管理ができる設計とす			既許可に係る記載の
ることで、承認されていない動作や変更を防ぐ設計とする。			相違
	(10) 手動操作		
(5) 工学的安全施設作動設備は、自動的に作動し、また必要な場合には	工学的安全施設作動設備は、自動的に作動し、また、必要な場合には		
手動でも作動できる設計とする。	手動でも作動でき運転員の手動操作を期待するものは容易に操作可能		
なお、運転員の手動操作を期待するものは、容易に操作可能で、操	な設計とする。		
作に必要な状態表示があり、操作が正しく行われたことが表示される	また、手動操作に必要な情報及びその操作が正しく行われたことを示		
設計とする。	す情報が、明確に表示できる設計とする。		
	(11) 不正アクセス防止		設備構成の相違
	工学的安全施設作動設備のディジタル計算機は、不正アクセス		・大飯は,安全保護系
	行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず,又		のディジタル計算
	は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計		機として,原子炉安
	とする。		全保護計装盤のみ
	【説明資料 (2.1, 2.2, 2.4)】		を設置しており,当
			該盤が原子炉保護
			設備と工学的安全
			施設作動設備の機
			能を兼ねている。
			・よって、大飯は
			「6.6.2(6)(原子炉
			保護設備の)不正ア
			クセス防止」に代表
			して記載している。
			・泊は、安全保護系の
			ディジタル計算機
			として,原子炉保護
			設備と工学的安全
			施設作動設備の機
			能を兼ねている原
			子炉安全保護盤に
			加えて、工学的安全
			施設作動設備のみ
			の機能を有する工
			学的安全施設作動 盤および安全系現
			場制御監視盤を設
			場前岬監視盛を設 置している。
			・よって、泊は本箇所
			にも、不正アクセス
			防止について記載
			している。
			0 4 - 30
6.7.3 主要設備の仕様	6.7.3 主要設備		既許可に係る記載の
工学的安全施設作動設備の主要設備の仕様を第6.7.1 表に示す。	(1) 構成		相違
THE PART THE RELEASE TO A TOTAL TOTAL TO A TOTAL TOTAL TO A TOTAL	工学的安全施設作動設備は第6.7.1 図に示すように,工学的安全施設		THACE
	作動演算処理装置、工学的安全施設作動装置等で構成する。工学的安全		

第24条 安全保護问路

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	施設作動演算処理装置は多重化された四つのチャンネル及び工学的安		既許可に係る記載の
	全施設作動装置は2系列化された工学的安全施設に各々対応した作動		相違
	装置で構成し、自己診断機能を有するマイクロプロセッサを用いる。		
	工学的安全施設作動演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装か		
	らの信号を入力し、工学的安全施設作動演算を行い、信号が設定値に達		
	した場合には、チャンネルトリップ信号を発信する。		
	工学的安全施設作動装置は、各々四つの工学的安全施設作動演算処理		
	装置からの信号を入力し、二つ以上の工学的安全施設作動演算処理装置 がチャンネルトリップ信号を発信した場合には、工学的安全施設作動信		
	号を発信する "2 out of 4" 方式とする。		
	工学的安全施設作動設備の工学的安全施設作動演算処理装置及び工		
	学的安全施設作動装置の駆動源には、電力を使用する。これらは駆動源		
	の喪失、系統の遮断等が生じた場合においても、フェイル・セイフとな		
	るか, 又は故障と同時に現状維持(フェイル・アズ・イズ)になり,こ		
	の現状維持の場合でも、多重化された他の装置によって安全保護動作を		
	行うことができる。		
	なお, 工学的安全施設作動設備は, 安全保護上要求される機能が正し		
	く確実に実現されていることが保証されたソフトウェアを使用する。		
	6.7.6 手順等		記載方針の相違
	安全保護系の手順については、「6.3.6 手順等」に示す。		・大飯は「6.6.7(原子
	2 The 2 to 1 to		炉保護設備の)手順
			等」に代表して記載
			している。
			・泊では、すべての対
			象箇所(「本箇所」
			「6.3.6(プロセン
			計装の) 手順等」
			「6.6.6(原子炉份
			護設備の)手順等」
			に、それぞれ記載す
			るものであり、実質
			的な差異はない。



第24条 安全保護回路

第24 宋 女主床護凹船 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規 則」第二十四条(安全保護回路) 第1項第六号において『不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。』が要求されている。  女川原子力発電所2号炉の安全保護回路は、検出信号処理において一部デジタル演算処理を行う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。安全保護回路(原子炉保護系、工学的安全施設作動回路)の不正アクセス行為による被害防止については、デジタル演算処理を行う機器も含め、下記の対策を実施している。	
		(1)物理的及び電気的アクセスの制限対策 発電所への入域に対しては、出入管理により物理的アクセスを制限する。電気 的アクセスについては、安全保護回路を有する制御盤を施錠管理しており、ま た、保守ツールの接続口自体を設けておらず、回路変更等の不正行為が実施でき ない構造となっていることにより、管理されない変更を防止している。	
		(2)ハードウェアの物理的な分離又は機能的な分離対策 安全保護回路の信号は、安全保護回路→データ収集装置→安全パラメータ表示 システム伝送装置→防護装置( ) を介して外部に伝送してい る。この信号の流れにおいて、安全保護系からは発信されるのみであり、外部か らの信号を受信しないこと、及びハードウェアを直接接続しないことで物理的及 び機能的分離を行っている。	
		(3)外部ネットワークからの遠隔操作及びウイルス等の侵入防止対策 安全保護回路とそれ以外の設備との間で用いる信号はアナログ信号(接点信号を含む)であり、外部ネットワークを介した不正アクセス等による被害を受けることはない。 安全保護回路の信号で外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、 防護装置( ) )を介して安全保護回路の信号を一方向(送信 機能のみ)通信に制限し外部からのデータ書き込み機能を設けないことでウイル スの侵入及び外部からの不正アクセスを防止している。	
		(4)システムの導入段階,更新段階又は試験段階で承認されていない動作や変更を防ぐ対策 安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア又はハードウェア回路は、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」 (JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」 (JEAC46609-2008) に準じて設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び妥当性確認がなされたソフトウェア又はハードウェア回路を使用している。 安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、固有のプログラム 言語を使用 (一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境) するとともに、	
		保守以外の不要な演算回路へのアクセス制限対策として入域制限及び設定値変更 作業での機管理。また、保守ツールの接続口自体を設けない構造となっているこ とにより、関係者以外の不正な変更等を防止している。 また、安全保護系のうちデジタル処理部のある機器は、供給者独自のハードウ ェアを使用した、測定対象に応じた演算処理を行う専用のデジタル処理部であ り、不要な機能は有していない(別紙7参照)。	
		(5)耐ノイズ・サージ対策 安全保護回路は、雷・誘導サージ・電磁波障害等による擾乱に対して、制御盤 へ入線する電源受電部や外部からの信号入出力部にラインフィルタや絶縁回路を 設置している。 ケーブルは金属シールド付ケーブルを適用し、金属シールドは接地して電磁波 の侵入を防止する設計としている。安全保護回路は、鋼製の筐体に格納し、筐体 を接地することで電磁波の侵入を防止する設計としている。	
		※ 通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目 的外の通信を進断する装置	

第24条 安全保護回路

2. 安全保護回路

2.1 概要

大飯発電所3/4号炉

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準

き動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害

を防止することができるものとすること。」に対して、安全保護系のデ

ジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に

沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為によ

る被害を防止することができる設計とする。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 2. 安全保護回路

## 2.1 概要

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準 に関する規則」第二十四条(安全保護回路)第1項第六号にて要求さ に関する規則」第二十四条(安全保護回路)第1項第六号にて要求さ れている「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべ」れている「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべ き動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害 を防止することができるものとすること。」に対して、ディジタル化し ている安全保護設備(原子炉安全保護盤,工学的安全施設作動盤、安全 系現場制御監視盤) は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目 的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為 による被害を防止することができる設計とする。

泊発電所3号炉

### 2. 安全保護回路 2.2 安全保護回路の概要

安全保護回路は、検出信号処理において一部デジタル演算処理を行 う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。また、安全保護 回路とそれ以外の設備との間で用いる信号はアナログ信号(接点信号 を含む。) であり、外部ネットワークを介した不正アクセス等による 被害を受けることはない。

女川原子力発電所 2 号炉

例として、原子炉保護系の構成例を第2.2-1 図に示す。

安全保護回路は、検出器からの信号を受信し、原子炉保護系を自動 的に作動させる回路と、工学的安全施設を作動させる信号を発する工 学的安全施設作動回路で構成しており, 多重性及び電気的・物理的な 独立性を持たせている。

安全保護系の構成機器のうちデジタル処理部のある機器として起 動領域モニタ (SRNM)、平均出力領域モニタ (APRM)、プロセ ス放射線モニタリング設備 (PrRM) 及び主蒸気管トンネル温度の 監視装置がある。安全保護系の構成機器のうちデジタル処理部のある 機器を第2.2-1 表及び第2.2-2 表に示す。

安全保護系は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的独立 性を持たせている。その系統を構成するチャンネル相互が分離され, 独立性を持つ設計とし、多重性を有するチャンネル構成とすることに より、機器又はチャンネルの単一故障又は使用状態からの単一の取り 外しを行った場合でも、安全保護系機能を喪失することはない。また、 誤信号発生等による誤動作・誤不動作を防止するため、原子炉保 護系は、基本的に二重の「1 out of 2」方式とし、工学的安全施設 を作動させる検出器は、多重性を持った構成とする。

なお、今回の設置許可申請に関する改造工事で安全保護回路に変更 を施している場合についても基準適合性が図られていることを別紙 2のとおり確認した。

また、安全保護系に関わる過去のトラブル情報を抽出し、女川2号炉の 安全保護系の設計面へ反映すべき事項を確認した結果、対応済み又は 反映不要であることを別紙3のとおり確認した。

#### 設備構成の相違

差異理由

- ・大飯は,安全保護系 のディジタル計算 機として,原子炉安 全保護計装盤のみ を設置しており、当 該盤が原子炉保護 設備と工学的安全 施設作動設備の機 能を兼ねている。
- 泊は、安全保護系の ディジタル計算機 として,原子炉保護 設備と工学的安全 施設作動設備の機 能を兼ねている原 子炉安全保護盤に 加えて,工学的安全 施設作動設備のみ の機能を有するエ 学的安全施設作動 盤および安全系現 場制御監視盤を設 置している。
- なお、泊でいう安全 系現場制御監視盤 について、大飯では アナログ設備(安全 保護シーケンス盤) である。
- ・以降、同様の箇所は 説明を省略し、「設 備構成の相違」とす

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第24条 安全保護回路

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		10   10   10   10   10   10   10   10	
		第2.2-1 表 原子垣隆護派の構成機器	
		第2.2-2 表 工学的安全施設作數系の構成機器 (信号の種類	
		The Control of Con	
		アメーマ	

第24条 安全保護回路

第24条 安主床護四翰 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		【紀動機域モニタ】	
		(平均出力領域モニタ)  出力領域モニタ  おりの予報をエニット (アンドスク)  (アンド	
		【主族気管放射線モニタ】    「記載研究モニタ・安全等/ひせい原用モニタ技   日子学校選が返   「アナルタ)   「アナルタ)   「アナルタ)   「アナルタ)   「アナルタ)   「アナルタ)   アイント・ウル   「アナルタ)   アイント・ウル	
		[原子伊護療房子伊護神養化子9] (勝邦等数エリア教育機モニ9] (北京 大田	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

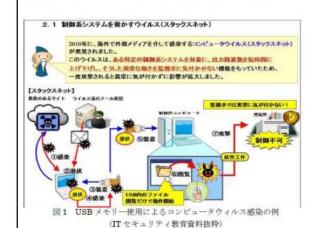
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 第24条 安全保護回路

### 大飯発電所3/4号炉

#### 2.2 原子炉安全保護計装盤の物理的分離

原子炉安全保護計装盤は、盤の施錠等により、ハードウェアを直接接 続させないことで物理的に分離している。例えば、原子炉安全保護計装 盤はUSBポートが接続できない構造とすることで、USBメモリー の使用による不正アクセスその他の被害を防止している。



2.2 安全保護設備の物理的分離

安全保護設備は、盤の施錠等により、許可された者以外にはハードウ ェアを直接接続させないことで物理的に分離している。例えば、安全保 には施錠を行い、許可された者以外はハードウェアを直接接続できな 護設備にはUSBポートを設けないことで、USBメモリーの使用に い対策を実施している。 よる不正アクセスその他の被害を防止している。

泊発電所3号炉

(図無し)

2.3 安全保護回路の物理的分離対策

安全保護回路は、不正アクセスを防止するため、安全保護系盤等の扉

女川原子力発電所2号炉

・大飯も,保守時や事 故対応時には同様 の運用が想定され、 実質的な差異はな 記載表現の相違 大飯の記載「USB ポートが接続でき ない構造とする」の

差異理由

・泊では、保守時や事

故対応時には、例外

的に許可された者 がハードウェアを

直接接続可能であ ることを記載して

設備構成の相違

記載方針の相違

- 場合、具体的運用と を設けない」または 「USBポートの 無効化 (閉塞等)」が 想定される。 泊では、すべての安
- 全保護設備にて不 要なUSBポート を設けない設計と 具体的な運用を明 確に記載している。 大飯と泊とで、対策
- の実効性に差異は

設備構成の相違

【比較のため, 2.7より移動】

(2) 雷気的分離について

安全保護回路からインターフェース部(計測制御系)の分離 は、アイソレータや補助継電器等の隔離装置(第2.7-3 図参照) を用いて電気的分離(計測制御系で短絡等の故障が生じても安全 保護回路に影響を与えない。)を行う。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません

第2.3 図 安全保護系の施錠管理

アイソレータは電気/光変換によって、入力信号と出力信号と を分離しており、補助継電器はコイルと接点間で入力信号と出力 信号とを分離している。

離隔装置は、入力信号側の回路の電気的故障が出力信号側の回 路に伝播しないよう、入力信号と出力信号が電気的に絶縁されて

原子炉安全保護計装盤から計測制御系などへのデータ伝送には光信 号を用いており、光変換カードによって電気信号を光信号に変換して┃ており、光変換カードによって電気信号を光信号に変換して送信する 送信することで、 物理的分離及び電気的分離を行っている。

安全保護設備から計測制御系などへのデータ伝送には光信号を用い ことで、物理的分離及び電気的分離を行っている。

24 - 31

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 また,原子炉核計装系の検出部が表示,記録計用検出部と共用 しているが、計測制御系の短絡、地絡又は断線によって安全保護 回路に影響を与えない設計とする。 アイソレータ 送信側 受信側 発光素子 受光素子 送信例 受信例 他の原子炉安全保護盤チャン 原子炉安全保護盤 ネルⅡ、Ⅲ、Ⅳ又は計測制御 原子炉安全保護計装盤 計測制御系 など チャンネル I 系等 光変換カード 光変換カード 光変換カード 光変換カード ---> 電気信号 電気信号 ---▶ - ▶ 電気信号 電気信号 光信号 電気信号 沈ケーブル 光ケーブル 物理的分離 物理的分離 物理的分離 電気的分離 O/E 電気的分離 E/O 図2 光通信における分離概念図 電気的分離 入力信号 ------▶ 図1 光通信における分離概念図 補助継電器 ---▶ 出力信号 第2.7-3 図 計測制御系との分離概念図

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第24条 安全保護回路			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.3 原子炉安全保護計装盤の機能的分離	2.3 安全保護設備の機能的分離		
原子炉安全保護計装盤の信号を外部へ伝送する場合は、外部ネット	安全保護設備の信号を外部へ伝送する場合は、外部ネットワークと		設備構成の相違
ワークと直接接続せず、遮断装置 (ゲートウェイ) を介した片方向通信	直接接続せず、遮断装置(ゲートウェイ)を介した片方向通信に制限し		
に制限している。また、遮断装置のソフトウェアを送信ソフトウェアの	ている。また、遮断装置のソフトウェアを送信ソフトウェアのみとし、		
みとし、外部からの信号を受信しないことで、機能的分離を行ってい	外部からの信号を受信しないことで機能的分離を行っている。		
る。			
So at the Annual Mandalan and the			
2.4 コンピュータウィルスによる被害の防止	2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止		
原子炉安全保護計装盤は、固有のプログラム言語を使用(一般的なコ			設備構成の相違
	ュータウイルスが動作しない環境) するとともに、保守以外のソフトウ		
トウェアへの不要なアクセス制限対策として、パスワード管理等によ			
	係者以外の不正な変更等を防止している。また、設計、製作、試験及び		
験及び変更管理の各段階で後述する検証及び妥当性確認(コンピュー			
タウィルスの混入防止を含む。) がなされたソフトウェアを使用してい	ルスの嵌入防止含む。)かなされたソフトウェアを使用している。		
る。 さらに、ウィルス侵入防止対策および内部脅威者対策も含め、当社の	さらに、ウイルスの侵入防止対策および内部脅威者対策も含め、当社		
	の原子力施設に係る情報システムへの妨害行為又は破壊行為を防止す		
ため、「情報システムセキュリティ計画」を策定し、所要の措置を講じ			
るとともに、同措置によりセキュリティが確保されていることを定期			
的に確認することとしている。	期的に確認することとしている。		
A THERE IS A C C C C C C C C C C C C C C C C C C	DYTH THE RESIDENCE OF COLUMN TO SERVICE OF COLUMN T		
準拠規格			記載表現の相違
「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」	「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」		,
(JEAC4620-2008)	(JEAC4620-2008)		
	「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」		記載方針の相違
	(JEAG4609-2008)		・泊と大飯にて,
			JEAC4620 および
			JEAG4609 に準拠し
			ていることに差異
			はない。
			・泊は,本箇所に両規
			格を記載しており,
			大飯は, 2.5 にあら
			ためて両規格を記
			載している。

第 94 条 安全保護同路

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
表1 情報システムセキュリティ計画の概要 出典元:大類発電所 情報システムセキュリティ計画 (原子力運転制等系システム製革)	項目		

第 94 条 安全保護同路

第24条 安全保護回路	治整備だった屋	七川原スカ政策子の見続	<b>学田畑</b> 山
大飯発電所3/4号炉 2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確	泊発電所3号炉 2.5 設計,製作,試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2.5 成計、製作、汎映及い変更管理の合政階における検証及い安当性唯 認	2.5 試計, 製作, 試練及び変更管理の各段階における快証及び安当性 確認	2.5 女主休護糸の快証及の女当性確認について	
larr.	NISHC*	安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウ	
		ェア又はハードウェア回路は、工場製作段階から以下の品質保証活動	
		に基づくライフサイクルプロセスにおける各段階での検証と妥当性確	
		認を適切に行うことで高い信頼性を実現している。	
		安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証及び妥	
		当性確認について別紙-8に示す。	
		【比較のため、2.6を移動して掲載】	
		2.6 想定脅威に対する対策について	
安全保護設備のプログラムは、工場製作段階から以下の想定脅威に	安全保護設備のプログラムは,工場製作段階から以下の想定脅威に		
対する対策及び品質保証活動に基づくライフプロセスにおける各段階	対する対策及び品質保証活動に基づくライフプロセスにおける各段階		
での検証と妥当性の確認等を調達管理に基づき適切に行うことで、高	での検証と妥当性の確認等を調達管理に関する規程に基づき適切に行		
い信頼性を実現している。	うことで、高い信頼性を実現している。	現場据付以降の作業におけるインサイダー等に対するセキュリテ	
準拠規格		ィ対策について別紙4に、安全保護系のうちデジタル処理部のある	記載方針の相違
「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」		機器のシステムへ接続可能なアクセスについて別紙5に示す。	<ul><li>泊と大飯にて、</li></ul>
(JEAC4620-2008)			JEAC4620 および
「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」			JEAG4609 に準拠し
(JEAG4609-2008)		第2.6表 想定脅威に対する対策 (工場製作及び出荷)	ていることに差異 はない。
想定費感	想定脅威	第2.0次 心に再成に対する対象(工物変(下及び山南)	<ul><li>・泊は、2.4にて両規</li></ul>
		1	格を記載済みであ
外部費成 外部からの侵入			り,後述の本文中に
<b>彩蕾の旅</b> 器件	外部 外部からの侵入		も両規格を記載し
TTICHAGONE	脅威 プトロル・ラング 区へ		ていることから,本
内部警戒 神込機御 領体による 改立・編えい			箇所には再掲して
作業理境からの不正			いない。
アクセス 人的裏面 と古権領筆えい等 			
	設備の脆弱性		
表 2 ソフトウェアのウイルス侵入対策 (想定脅威に対する対策 (工場製作及び出荷))	RA NO - NOON LEE		
	内部 不正ソフトウェ		
	背込機器・媒体		
	による		
	改ざん・漏えい		
	作業環境からの 不正アクセス		
	作業ミス,知識   人的   不足に   不足に		
	要因 よる情報漏えい		
	参 表 2 ソフトウェアのウイルス侵入対策		
	(想定脅威に対する対策(工場製作及び出荷))	<b>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</b>	
	American Leader mode to the control of the control		

泊発電所3号炉

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

第24条 安全保護回路

拘豫	JEACHE20	
教育プロセス	を主意機能乗に対するシステムの要求事項からソフトウェア 計量を作成するプロセス。	
藝術力以七八	ソフトウェア教計セ様よリソントウェアを集件するプロセス。	
<b>以除</b> 力3十大	製作されたパカトタデに別して経験を実施する力をもえ、ソフトウェア等別に対して行う解除といってつまった。 ステムとして行う経験がある。	
最新プロセス	実施の書質システムヘリフトウムアを実践するプロセス。	
変更力のセス	位権変更単にムソソフトウェアを変更するプロセス。	

段階	内容	対策
設計プロセス	安全保護設備に対す るプラントの要求事 項から、ソフトウェ アの設計仕様を作成 する。	
製作プロセス	安全保護設備ソフト ウェア設計要求仕様 から安全保護設備で 実現するためのプロ グラムを作成する。	
試験プロセス	安全保護設備に対して、ハードウェアを統合し、その統合したシステムが設計要求どおり製作されていることを試験により確認する。	
装荷プロセス	安全保護設備を発電 所に搬入・装荷し, 本設備のソフトウェ アの復元が妥当であ ることを確認やする。 (工場出荷時の状態 に復元されているこ と。)	
変更プロセス	安全保護設備のソフトウェアの変更が生じた場合、変更生行うライフサイッチの変更を行うライフサインの実施内のにこれの実施とされる順次実施。	

表3 ライフプロセスの各段階での対策

原子炉安全保護計装盤のデジタル化にあたっては、システムの設計、 製作、試験、変更管理の各段階で、「安全保護系へのディジタル計算機 の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の 検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008)に基づき、安全保 護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するた め、当社は供給者による検証及び妥当性確認の各段階において、検証さ 性確認に関する指針」(JEAG4609-2008) に改定されてからは、これらに れたソフトウェアを使用していることを確認している。

安全保護設備のディジタル化にあたっては、システムの設計、製作、 試験,変更管理の各段階で,建設時は「安全保護系へのディジタル計算 機の適用に関する指針」(JEAG4609-1999) に基づき検証及び妥当性確認 (V&V) を実施し、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関す る規程」(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当 基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されているこ とを保証するため、当社は供給者による検証及び妥当性確認の各段階 において、検証及び妥当性確認 (V&V) がなされたソフトウェアを使 用していることを確認している。

安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウ ェア又はハードウェア回路は,設計,製作,試験,変更管理の各段階 で「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」

(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確 認に関する指針」(JEAG4609-2008) に準じて, 安全保護上要求され る機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、検証及び 妥当性確認を実施する。

### 第2.5-1表 ライフサイクルプロセスにおける各段階での対策

女川原子力発電所2号炉

内容	検証・妥当性確認方法
安全保護系システムの要求事項からソフトウェア又はハードウェア 同時に対する仕様を決定する。	・安全保護系システム要求事項が システム設計要求仕様に正しく 反映されていること。 ・システム設計要求仕様がハード ウェア、ソフトウェア又はハー ドウェア回路の設計要求仕様に 正しく反映されていること。
ソフトウェア又はハードウェア回 路に対する仕様からソフトウェア 又はハードウェア回路を製作す る。	設計要求仕様に基づいてソフトウェア又はハードウェア回路が製作されていること。
製作されたソフトウェア又はハードウェア I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	検証及び妥当性確認が可能なソフトウェア又はハードウェア国際となっていること。必要な検証を経て製作されたソフトウェア又はハードウェア国際をハードウェアと統合した後の全体やソステムにつて、最終的に安全保護系システム要求事項が正しく実現されていることを確認するために妥当性確認を実施。
ソフトウェア又はハードウェア回 路の変更が生じた場合、変更仕様 を決定し、変更を行うライフサイ クルプロセスから、変更の実施内 容に応じて必要とされる各々のプ ロセスを順次実施する。	必要となる各検証に応じて実施。
	安全保護系システムの要求事項からソフトウェア又はハードウェア リフトウェア又はハードウェア 回路に対する仕様を決定する。 地域する仕様を決定する。 別作されたソフトウェア スにオーランでのである。 製作されたソフトウェア又はハードウェア国路に対して、設計要求 どおり製作されていることを試験 により確認する。 ソフトウェア又はハードウェア回路により確認する。 カーランでは、 関係では、 変更を行うライフサイクルプロセスから、 変更の実施内 等に応じて必要とされる各々のブ

### 設備構成の相違

## 設備導入時期の相違

- ・泊と大飯にて,常に 最新版の JEAC4620 および JEAG4609 に 基づき, V & V を実 施していることに 差異はない。
- 泊発電所建設時は、 JEAG4609 の最新バ ージョンが 1999 で あったもの。

供籍先

デジタル安全保護系 システム要求事項

股影響求仕棒

ードウェア・ソフトウェア ◆一 [

但元·魏勒-赵颢 十

システム設計要求仕様検証

ハードウェア・ソフトウェア総合検証

確認 ム要求事項を満たしていることを確認する。

ノフトウェア設計検証

5ことを検証する。 ハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様検証

10 81 . BL 19

ハードウェア・ソフトウェア ・ 検察5

M. P. Pattage

・ 東京・ (必要に応じ)

VAV実施的部

図3 安全保護設備の検証及び妥当性確認

検証内容(JEAG4609)

EAC4620のディジタル安全保護系システム要求事項が正しくシステム設計要求仕様に反映されてい

ノステム設計要求仕様が正しくハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様に反映されていることを検証す

ードウェアとソフトウェアを統合してハードウェア・ソフトウェア散計要求仕様通りのシステムとなってし DECEMBLY TO: ハードウェアとソフトウェアを統合して検証されたシステムが、JEAC4620のディジタル安全保護系システ

フトウェア設計要求仕様が正しくソフトウェア設計に反映されていることを検証する

/フトウェア設計通りに正しくソフトウェアが製作されていることを検証する

BH7D+X

製作プロセス

単数プロセス 東東プロセス 単点プロセス

**検証項目** 

検証1

線駐4

型当性

大飯発電所3/4号炉

# 導入後の変更についても、下記フロー図のシステム要求事項から試 験まで、導入時と同様に検証項目の検証1~妥当性確認までを実施し また、当社も各段階において確実に実施されていることを確認する一部分について検証及び妥当性確認作業を再度実施する。

-

検証と製品性確認(VAV)

報告書の確認 [根査要領書、納用報告書位]

物件質の確認

【プロック語、飲養要求仕得事。 ソフトウェア展開語位】

NBHマ学術集の課題

(供給者, 與實所內)

(京李集祖書、林東報委書作)

機能と製料性課題 (VAV)

事情書の書音 報告書の推想

Verification and Validation

【安共性確認要性書、無単報会書性】 V&V: 検証と安与性確認

とともに、導入後の変更においても、同様の管理を行っている。

泊発電所3号炉

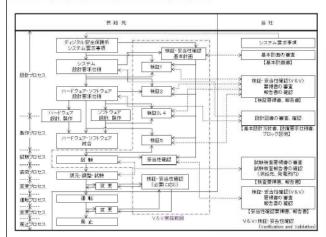


図2 安全保護設備の検証及び妥当性確認

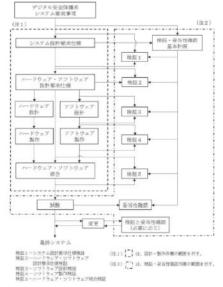
#### 表 4 検証項目と検証内容

検証 項目	検証内容
検証1	システム設計要求仕様検証 安全保護系システムへの要求事項が正しく設備の基本設計力針書に反映されて いることを検証
検証2	ハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様検証 基本設計方針書の要求事項が正しくハードウェア・ソフトウェア設計要求図書 に反映されていることを検証
検証3	ソフトウェア設計検証 ソフトウェアの設計要求図書が正しくソフトウェア設計に反映されていること を検証
検証4	ソフトウェア製作検証 ソフトウェア設計通りに正しくソフトウェアが製作されていることを検証
検証5	ハードウェア・ソフトウェア統合検証 ハードウェアとソフトウェアを統合してハードウェア・ソフトウェア設計要求 仕様通りのシステムとなっていることを検証
妥当性 確認	ハードウェアとソフトウェアを統合して検証されたシステムが, ディジタル安 全保護系システム要求事項を満足していることを確認

なお、設計要求仕様の変更及びソフトウェアの変更が生じた際は、 変更理由、変更箇所等を文書化し、変更の影響範囲を明確にした上 で、変更を実施する。必要に応じ、変更箇所及び変更の影響を受ける

女川原子力発電所2号炉

以下に、検証及び妥当性確認の流れと内容を示す。



注:ハードウェア回路の検証にあたっては、「ソフトウェア」の部分を「ハードウェア回路」に 置き換えて、検証及び妥当性確認を実施する。

第2.5-1 図 検証及び妥当性確認

記載方針の相違 泊では、ソフトウェ アの変更について も、導入時と同様に V&Vを実施する ことを記載してい

差異理由

大飯も、同様の運用 が想定され、実質的 な差異はない、。



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉

2.6 物理的及び電気的アクセスの制限

発電所への入域に対する出入管理及び、原子炉安全保護計装盤に対 する盤の施錠と貸出管理等により、物理的アクセスを制限している。加 えて、原子炉安全保護計装盤扉を開放した場合は中央制御室に警報が 発信するため、不正侵入等の物理的アクセスを防止することができる。 また、原子炉安全保護計装盤のシステムへのパスワード管理等により、 電気的アクセスも制限している。

以上の物理的及び電気的アクセスの制限により、管理されないソフ トウェアの変更を防止している。

原子炉安全保護計装盤を外部ネットワークと接続させる場合には直 接接続せず、遮断装置 (ゲートウェイ) を介した片方向通信に制限する ことで、外部からの不正なアクセス及びコンピュータウィルス等の侵 入を防止している。

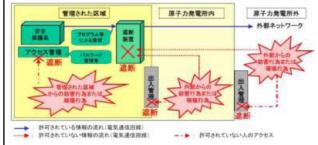


図4 不正アクセス防止の概念図

2.6 物理的及び電気的アクセスの制限

発電所への入域に対する出入管理及び、安全保護設備に対する盤の 施錠と貸出管理等により、物理的アクセスを制限している。また、安全 保護設備のシステムへのパスワード管理等により、電気的アクセスも 制限している。以上の物理的及び電気的アクセスの制限により、管理さ 電気的に分離しているとともに、信号の流れが安全保護回路からデー れないソフトウェアの変更を防止している。なお、盤扉を開放した場合 は中央制御室に警報が発信し、パスワードは定期的に変更されている。

安全保護系は、外部ネットワークと直接接続は行っておらず、外部シ ステムと接続する必要のあるデータ等については、安全保護回路とデ ータ収集装置の間に設けたアイソレータやリレー等の隔離装置により タ伝送装置へ信号を送信するのみの一方向となっている。また、安全パ ラメータ表示システム伝送装置と外部システム(統合原子力防災ネッ トワーク、本店)との間には、防護装置( )を介して接続し ている。また、安全保護系のうちデジタル処理部を持つ機器は、外部か らのデータ書き込み機能を設けないことでウイルスの侵入等を防止し

2.4 外部からの不正アクセス行為の防止について

ている。

原子力発電所への入域については、出入管理により制限しており、外 部からの人的妨害行為又は破壊行為を防止している。

設備構成の相違 記載方針の相違

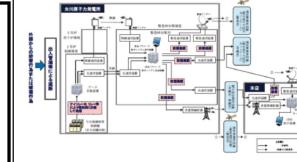
差異理由

・泊と大飯にて、 盤扉 開により警報が発 信すること、パスワ ードを定期的に変 更していること, に 差異はない。

・泊では、盤扉開警報 及びパスワード定 期変更は, アクセス 制限の手段そのも のではなく, アクセ ス制限の機能を維 持、管理するための 運用と考え, なお書 きとしている。

設備構成の相違

安全保護設備を外部ネットワークと接続させる場合には直接接続せ ず、遮断装置(ゲートウェイ)を介した片方向通信に制限すること で、外部からの不正なアクセス及びコンピュータウイルス等の侵入を 防止している。



第2.4回 外部ネットワークとの接続構成概要図

図3 不正アクセス防止の概念図

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		2.7 物理的分離及び電気的分離について	
		(1)物理的分離について	
		安全保護回路と計測制御系とは、電源、検出器、ケーブル・ル	
		ート及び原子炉格納容器を貫通する計装配管を原則として分離す	
		る設計とする。	
		計測制御系のケーブルを安全保護回路のケーブルと同じケーブ	
		ル・ルートに敷設した場合には、安全保護回路のケーブルと同等	
		の扱いとする設計とする。	
		/	
		安全保護回路と計測制御系で計装配管を共用する場合は、安全	
		保護回路の計装配管として設計する。	
		安全保護系は,原子炉水位及び原子炉圧力を検出する計装配管	
		ヘッダの一部を計測制御系と共用すること,及び原子炉核計装系	
		の検出部※が表示、記録計用検出部と共用される以外は計測制御	
		系とは完全に分離する等、計測制御系での故障が安全保護系に影	
		響を与えない設計とする (第2.7-1,2 図参照)。	
		※:検出器、演算装置、電路を含む。	
		A. Main, Markey Paris 130	
		上記2.1~2.7 に示す安全保護回路のセキュリティ対策における	
		実効性の担保にあたり、当社及び安全保護回路に関する設計、工事	
		の受注者が実施している管理内容について別紙6に示す。	
		第 2. 7-1 図 原子炉計装設備概念図 (原子炉圧力の例)	
		原子炉保護系盤  整視ユニット (演算装置)  記録計 (計測制御系)  参達部: 共用服所 (株出師)  安全保護系 第 2. 7-2 図 原子炉核計装系概念図 (平均出力領域モニタの例)	

女川原子力発電所2号炉

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 第24条 安全保護回路

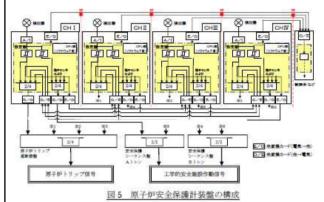
大飯発電所3/4号炉

2.7 原子炉安全保護計装盤の概要

原子炉安全保護計装盤は、プロセス信号(検出器からの信号)を処理、 監視するとともに、設定値との比較を行い、原子炉停止信号及び工学的 安全施設作動に係わる信号を原子炉トリップ遮断器盤及び安全保護シ ーケンス盤へ発信する設備である。

原子炉安全保護計装盤は、チャンネル毎に盤筐体に収納し、他の各チャンネル間及び計測制御系などとは物理的分離、機能的分離を行っている。システム構成機器又はチャンネルの単一故障又は使用状態からの単一の取外しを行った場合においても、安全保護機能を喪失することがないように多重性を有する設計としている。

また、原子炉安全保護計装盤には自己診断機能を設け、故障の早期発見が可能な設計とし、運転中に常時、装置の健全性を確認する設計としている。ウィルス等の起因事象に関係なく、システムに不具合等があれば中央制御室に警報が発信する。



2.7 安全保護設備の概要

原子炉安全保護盤は、プロセス信号(検出器からの信号)を処理、監 視するとともに、設定値との比較を行い、原子炉停止信号を発信し、ま た、工学的安全施設作動に係わる信号を工学的安全施設作動盤へ発信 する設備である。

泊発電所3号炉

安全保護設備は、チャンネル毎及びトレン毎に盤筐体に収納し、他の 各チャンネル間、トレン間及び計測制御系などとは物理的分離、機能的 分離を行っている。システム構成機器又はチャンネルの単一故障又は 使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても、安全保護機 能を喪失することがないように多重性を有する設計としている。

また,安全保護設備には自己診断機能を設け、故障の早期発見が可能 な設計とし、運転中に常時、装置の健全性を確認する設計としている。 ウイルス等の起因事象に関係なく、システムに不具合等があれば中央 制御室に警報が発信する。

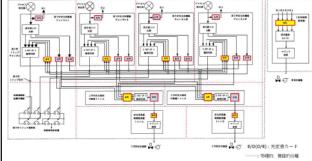


図4 安全保護設備の構成

設備構成の相違

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.8 原子炉安全保護計装盤のソフトウェア変更管理	2.8 安全保護設備のソフトウェア変更管理		設備構成の相違
			部屋名称の違い
			m座右桥♥/)建V・
			運用の相違
			・大飯3/4号炉お
			よび泊3号炉とも
			に、セキュリティ対
			策における基本的
			な考え方は、「パス
			ワードは、セキュリ
			ティ責任者の管理
			のもと、必要最小限
			の者に付与するこ
			と」である。
			・具体的な運用とし
			て、大飯3/4号炉
			は、少なくとも1年
			に1回以上パスワ
			ードを変更するこ
			ととしている。
			・一方、泊3号炉は,
			定期保安工事や人
			事異動により、セキ
			ュリティ責任者や
			パスワードを付与
			すべき対象者が変
			更となる都度、パス
			ワードを変更する
			こととしている。
			<ul><li>結果として、大飯3</li></ul>
			/ 4 号炉にて定期
			保安工事の際にパ
			スワードを変更す
			ることもあれば、泊
			3号炉にて1年に
			1回以上パスワー
			ドを変更すること
			もあり、対策の実効
			性に差異はない。
			1
			運用の相違
			<ul><li>・大飯3/4号炉お</li></ul>
			よび泊3号炉とも
			に、セキュリティ対
	<u> </u>		策における基本的
			な考え方は、「実際
			に現場の設備にイ
			ンストールされて
			いる最新版のソフ
			トウェアについて、
			バックアップを保
			ハックノッノを休

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.9 耐ノイズ・サージ対策 原子炉安全保護計装盤は、雷・誘導サージ・電磁波障害などによる援 風子炉安全保護力とへのラインフィルタの設置、現場との入出力回路への絶縁回路の設置、通信ラインにおける光ケーブルを適用している。 また、開発検証時に耐ノイズ/サージに対する耐性を確認している。 (ノイズ・サージ試験/準拠規格 JIS C 61000-4-4、電波障害試験/参考規格 JIS C 61000-4-3 等)	<ol> <li>2.9 耐ノイズ・サージ対策 安全保護設備は、雷・誘導サージ・電磁波障害などによる擾乱に対して、電源ラインへのラインフィルタの設置、現場との入出力回路へ</li> </ol>		をしている。 では、こと」でした。 ・は、ことのでは、なるが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		別紙 1 安全保護回路について、承認されていない動作や変更を防ぐた	■女川2号炉
		めの設計方針	・アナログ回路(ハー
		安全保護回路はハードワイヤーロジック(リレーや配線によるア	ドワイヤードロジ
		ナログ回路)で構成されており、検出信号処理において一部デジタル	ック)で構成された
		演算処理を行う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。こ	安全保護回路」につ
		れらの回路に対し、承認されていない動作や変更を防ぐ措置として、	いて, 承認されてい
		以下を実施している。	ない動作や変更を
		安全保護回路の変更が生じる場合は、上流文書から下流文書(別紙	防ぐための設計方
		1-1 図参照) へ変更内容が反映されていることを設備図書で承認す	針を説明する資料。
		る。	<ul><li>泊3号炉は,総合デ</li></ul>
		デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア及びハードウェア回	ジタルプラントで
		路は設計,製作,試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を	あり「安全保護回路 も全てデジタル回
		適切に行う。 改造後はインターロック試験や定期事業者検査等にて,安全保護	
			路で構成」している ことから、本資料は
		おお、中央制御室への入域に対しては、出入管理により関係者以外	必要ないと判断し
		のアクセスを防止している。	た。
		安全保護系の制御盤の扉に施錠を行い、許可された者以外の回路	,
		の変更等の行為を防止している。	
		安全保護回路及び設定値を変更する際は、中央制御室にて発電課	
		長の許可を得て、発電課長の管理する鍵を借用する必要があり、外部	
		からの人的妨害行為又は破壊行為を防止している。	
		安全保護系	
		システム要求事項 (設置許可申請書)	
		V	
		システム設計要求仕様 (系統設計仕様書, 設定値根拠書)	
		↓	
		ハードウェア設計要求仕様	
		(インターロックブロック線図)	
		<b>↓</b>	
		ハードウェア設計・製作	
		(展開接続図)	
		試験	
		8P4 NEX	
		別紙 1-1 図 安全保護系の設計・製作・試験の流れ (例)	

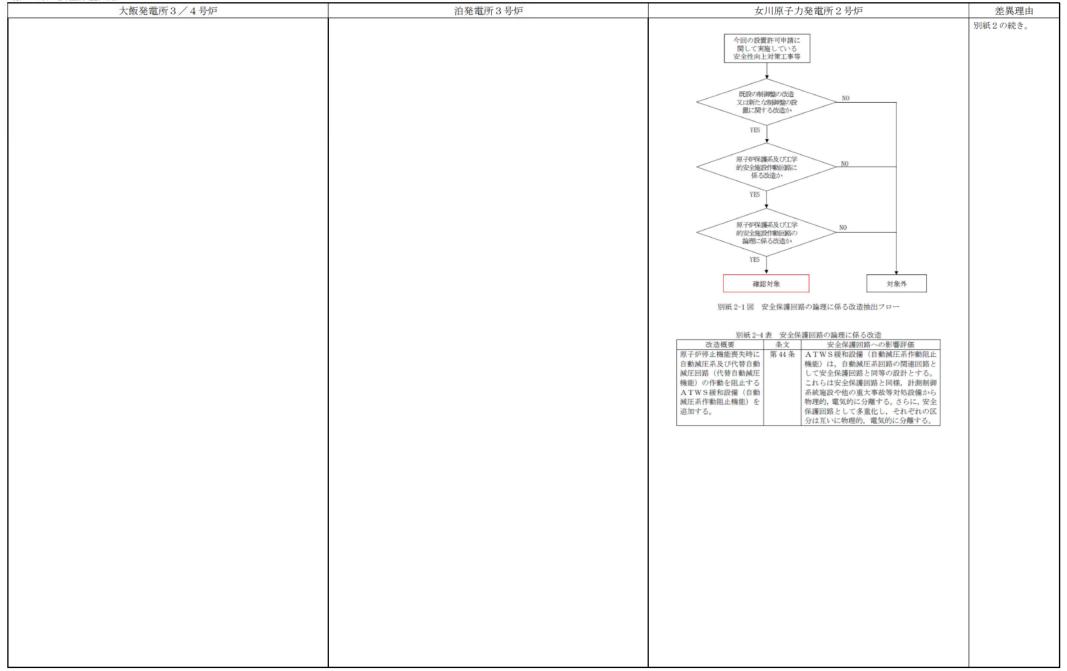
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
八四元电川ロノモウが	旧元电川ログが	別紙2 今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している	
		場合の基準適合性	<ul><li>・今回の設置許可申</li></ul>
		2011 年 3 月以降に実施している安全性向上対策工事のうち、安全	
		保護回路の変更に係る工事を抽出し、確認を行った。別紙 2-1 図の	
		抽出フローに基づき抽出した結果、SA対策で実施するATWS緩	
		和設備(自動減圧系作動阻止機能)設置が抽出された。	ている工事」につい
		安全保護回路の変更に係る設備の抽出結果を別紙 2-4 表に、抽出	て,安全保護回路の
		された設備についての個別の確認結果を(1)に示す。	基準適合性に影響
			がないことを説明
		(1)ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)について	する資料。
		a. 目的	<ul><li>泊3号炉では「安全</li></ul>
		原子炉停止機能喪失事象においては、発電用原子炉が臨界状	保護回路の変更を
		態であるため、自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、	伴う安全対策工事
		残留熱除去系 (低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ系から大	を実施していない」
		量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながる。このため原	ことから, 本資料は
		子炉停止機能喪失事象発生時に自動減圧系及び代替自動減圧回	必要ないと判断し
		路(代替自動減圧機能)が作動しないようにATWS緩和設備	た。
		(自動減圧系作動阻止機能)を設置する。	・なお, 女川 2 号炉
			は, 別紙2で「AT
		b. 設備構成	WS緩和設備設置」
		ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は, 既存の自動	
		減圧系の作動を阻止する機能を持つことから、ATWS緩和設	
		備(自動減圧系作動阻止機能)の誤動作により,自動減圧系の作	
		動を阻害することのないよう、十分に信頼性のある回路構成と	
		73.	ある。
		ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)の作動回路を別	
		紙 2-2 図及び別紙 2-3 図に示す。ATWS緩和設備(自動減圧	
		系作動阻止機能)は、単一故障により、自動減圧系の機能を阻害	
		しないように、また、多重化された自動減圧系の独立性に悪影響	
		がないように自動減圧系の論理回路ごとに設け、単一故障による。	
		る誤動作及び不動作の防止のため、2 out of 3 論理により動作 する設計としている。	
		りの政計としている。	
		c. 自動減圧系への影響について追加設置するATWS緩和設備(自動	
		減圧系作動阻止機能)が、自動減圧系に対して悪影響を与えないことを	
		以下に示す。	
		EXTENTS	

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		別紙 2-1 表 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)の自動減圧系への影響	別紙2の続き。
		(1/3) 第改度許可基準規則 第次電用原子申協設には、次に掲げるところ により、安全保護開節 (安全設定に属するも かに配め、以下この時において同じ、入を取り、 はなければならない。 - 運転時の異常な遺産化が発生する場合 において、その異常な状態を検知し、及び 原子中等主義使その機能を遺産化が発生する場合 において、その異常な状態を検知し、及び 原子中等主義使その機能を表しませて、現底する のという。 の問題ない。  (1/3)  A TW S 延伸返送 (自動験圧 元 つ 影響	
		設計基準事故が発生する場合において、 その異常文が簡を物助し、原子中等上系統 及び工学的安全施設を自動的に作動させる ものとすること。     は、機能のの運動性により、自動域圧系の作動を担係することのないよう。以下のとおり りつかに信頼性のある回路構成としている。 たの問題ない、 自動域圧系の多重性、独立性に影響を ち太ないよう。以びごとに自動域圧系作動 阻止回路を設置する。以びごとに自動域圧系作動 阻止回路を設置する。以びごとに自動域圧系作動 につまる。     は、一直を記しまる動物中の設計とする。     は、このは、このは、この動物中の設計とする。     は、このは、この動物中の設計とする。     は、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	
		安全保護部を構立する機能者しては期 其又はチャンネルは、単一を認が過ぎる。 会会とは地球を想からの単一の取り入して行 った場合において、安全保護機能を失わな いよう。多重性を確保するものとするこ と     と     と     の     ま     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は     は    は    は     は     は     は     は    は     は   は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は   は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は   は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は   は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は   は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は    は   は	
		四 安全保護国路を構成するサヤンネルは、 それぞれ及い公産し、それぞれのケヤン ネル間において安全保護機能を失わないよ またしな立任を確保するものとすること。	
		取職期の機能、系統の遺跡での他の不利 た代文が発生した場合においても、原理 所・伊斯森なより至今な状態に移行する。 か、以は消散状態を持ずることにより、 毎週期等子和端波やが全した現場がから、 を維持できるものとすること。     では、一手がはからが使用した場合では、 を維持できるものとすること。     では、一手がはからが使用していた。 の週間を自動能に系規は認定したの安 では繊維や化用者する。     では、一手がはからが使用していた。     の週からも動態に系規は認定との安 では繊維や化用者する設計ではない。     では、機能や化用者する設計ではない。     では、機能や化用者する設計ではない。     では、機能や化用者する設計ではない。     では、機能や化用者する設計ではない。     では、	
		別紙 2-2 表 ATWS 緩和設備(自動機圧系作動阻止機能)の自動機圧系への影響 (2/3)	
		変数許可基準規則 第34条(位全接機関制) 六 不正アラセス行為その他の電子計算機は 使用目的におうべる動作を含せず、又は故 用用的に対する動件を含せず、又は故 用用的に対する動件を含せず行為による 著を防止することができるものとするこ と、	
		甘 計機制等系統施設の一部を安全保護計路 と東用する場合には、その安全保護機能を 実わないよう。計構明確系統施設から機能 的に分離されたものとすること。     北	
		別紙 2-3 表 ATW S 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能) の自動減圧系への影響 (3/3)	
		設置計可能準規則 第12条(安全施設) 4 安全施設は、その機全性及び能力を維認 するため、その安全機能を非要表に応じ、 長度用用で砂の運転中又は昨止中に試験又 は機差ができるものでなければならない。 い、	

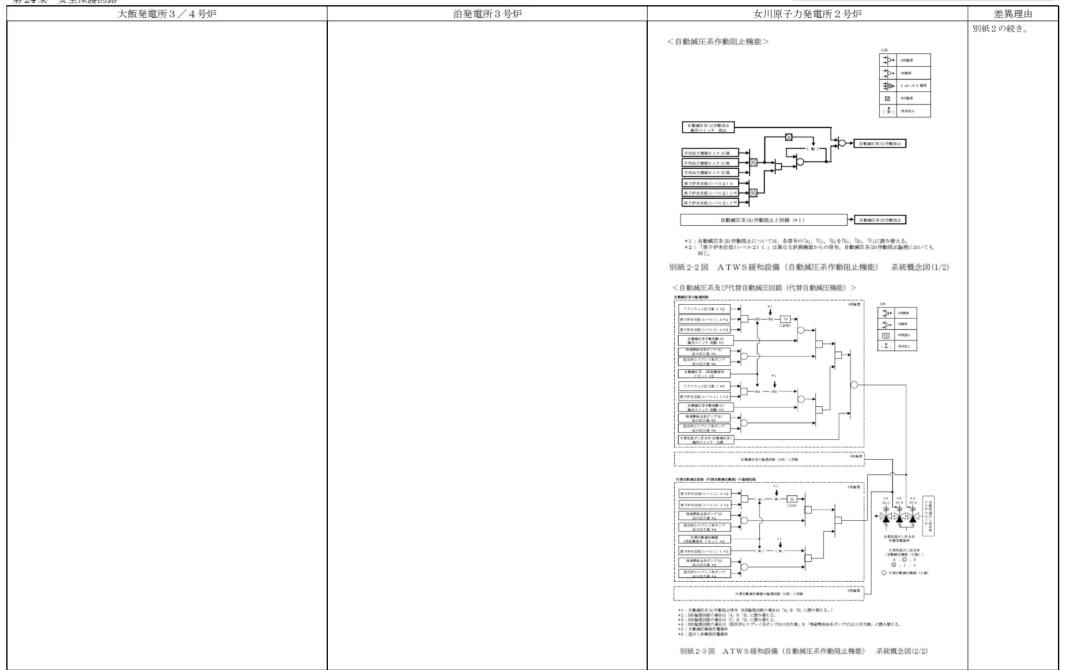
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第24	条	安全保護回路

第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
Contract to Contract to the Contract of the Co	11-7	2-17 1021 4 2 4 2 M TMI/1 = 14 77	別紙2の続き。
		検出器    下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護系元   下子が保護   日本教社   下子が保護   日本教社   下子が出かる場合   「計削制御系   下が出かる場合   下が出かる。	
		別紙3 安全保護系の過去のトラブル(落雷によるスクラム動作事象等) の反映事項 安全保護系に関わる過去のトラブル情報を抽出し、女川2号炉の 安全保護系の設計面へ反映すべき事項を下記のとおり抽出した。	■女川 2 号炉 ・ニューシア情報の うち「安全保護回路 に対して設計面の 対策を講じた事象」
		(1)過去の不具合事例の抽出 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象の抽出にあたり, 以下を考慮した。	について説明する 資料。 ・ニューシア情報か ら「泊3号炉の安全
		a. 公開情報(原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」)を対象 b. キーワード検索(安全保護系,原子炉保護系,工学的安全施設作動回路,雷,ノイズ,スクラム等)により抽出 c. 間接的な影響(他設備のトラブル)によって安全保護系へ影響を与えた事象(安全保護系の正動作は除く。)	保護回路に設計面 の対策が必要とな る事象は抽出され なかった」ことか ら,本資料は必要な いと判断した。
		(2)反映が必要となる事象の選定 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象について、別紙 3- 1 図及び別紙 3-1 表に基づき抽出した。抽出された過去の不具合 事象を別紙 3-2 表に示す。	・なお、女川2号炉が 抽出している2件 の事象は、どちらも 女川1号炉で発生 した事象であり、女 川発電所特有の事
		(3)過去の不具合事例への対応について 安全保護系の設計面への反映要否について検討を実施した結果,抽出された2件については対応を実施しており,また,その他 の不具合事象については反映不要であることを確認した。 なお,今後新知見等が得られれば,設計面への反映を検討していく。	象と判断されることから, 泊3号炉に て対策は実施して いない。

大飯発電所 3 / 4 号炉

第 24 条 安全保護回路 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉 差異理由
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉     差異理由       別紙 3 の続き。       別紙 3 の続き。       (1/2)       件名     女川原子力発電所1号炉中間鎖域モニタ(1 RM) Dチャンネルのバイバスについて会社・東北電力株式会社・女川原子力発電所1号炉
		オラント 名   平成 20 年 2 月 14 日   平成 20 年 2 月 14 日 1 時 00 分に発電機を解列し、第 18   日本 2 月 15 日 2 日 2 月 14 日 1 時 00 分に発電機を解列し、第 18   回定期後を開始した。その後、原子が停止操作を継続していたところ、原子が内の中性子の能を測定する中間領域モニタ (I RMI D チャンキル (A ~ F チャンネルのうちの1つ) の指示値が測定レンジ 7 から下がらない事象が発生した。このため、同 3 時 20 分に保安規定第 3 年の運転上の制限を確定していた。 I RM は 6 チャンネルを有しており、最大で 2 チャンネルをバイバスできる設計となっていることから、同 3 時 33 分に当該チャンネルをバイバスしても、他の 5 チャンネル 回線内に に復帰した。当該チャンネルをバイバスしても、他の 5 チャンネルの中性 子最 監視上可能であることから、引き続き原子がの停止操作を継続し、同日 5 時 36 分に原子がを停止した。 当該チャンネルの 1 RM を点検した結果、異常が確認されなかった。 原因 当該チャンネルの 1 RM を点検した結果、異常が確認されなかった。 対策 ノイズが影響すると考えられる箇所のケーブル・ルートを変更した。
		別紙 3-2 表 抽出された過去の不具合事象 (2/2)    件名
		個(A~Dチャンネル)ある中性子源面膜モニタ (以下,「SRM) という。)の1個 (Bチャンネル) が他チャンネルと比べて高い指示値を示すという動作工具が発生し、また、1 RMの指示値がレンジ 7 (5%) より下がらない事象が継続していたことから、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した(2月23日)。(なお、他の1 RMチャンネルについては異常なくレンジ1 まで降下している。)  SRMは1 個をバイバスできる設計となっていることから、当該チャンネルをバイバスし、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限分へ後帰した(2月23日)。 当該チャンネルをバイバスしても他の3個で原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き彼き原子炉停止操作を継続し、原子炉を停止した(2月23日)。 ・ノイズの影響調査を実施した。
		原因 原因調査の結果、ノイズの影響を受けていることが確認されたが流入経路の特定には 至らなかった。  1、SRMについて、指示値に影響を及ぼさない値まで監視ユニットにでディスクリ 調整を行い、指示棒下・安定したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健 全性の確認及び外来ノイズ転減として以下の対策を実施した。 ○ペネトレーション内ケーブル整線 ○電線管アースポンドの取付け ○ケーブルBOXへのクッション設置 2、1RMについて、放電作業を実施し、指示値がレンジ7からレンジ1まで低下し たことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外来ノイズ低減 対策を実施した。 ○ペネトレーション内ケーブル整線 ○電線管アースポンドの取付け ○ジッパーチューブの布設 ○ケーブルBOXへのクッション設置

泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	参考1	別紙3の続き。
	安全保護系の過去のトラブル (落雷によるスクラム動作事象等) の	
	反映事項において、柏崎の落雷事象を反映不要とした理由	
	   柏崎刈羽原子力発電所6号機で発生した落雷によるスクラム事象	
	は、原子炉建屋外壁埋設となっていた信号ケーブルに雷サージ電流	
	が侵入したことが原因と考えられる。	
	女川原子力発電所2号炉における安全保護回路のケーブルは,建	
	屋内に集約されており、原子炉建屋外壁埋設となっていないため、上	
	記事象はプラント固有の原因と判断し、設計面へ反映が必要となる	
	事象の抽出フロー (別紙 3·1 図) により反映不要としている。 なお、安全保護回路を含む重要安全施設に対する落雷影響につい	
	ては、6条「外部からの衝撃による損傷の防止」(別添資料1「補足	
	資料 14 落雷影響評価について」) において評価し、機能が損なわれ	
	ないことを確認している。	
		- / W - H -
	別紙 4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキ	■女川2号炉
	が紙 4 児物店的以降の作業時における、インサイター等に対するとヤ ュリティ対策	・「安全保護回路のう ちデジタル処理部
	2771AJR	を有する一部の機
	安全保護回路について、検出器から論理回路入口までの構成機器	
	のうちデジタル演算処理を行う機器は, 起動領域モニタ (SRNM),	据付以降のセキュ
	平均出力領域モニタ (APRM), プロセス放射線モニタリング設備	リティ対策を説明
	(PrRM)及び主蒸気管トンネル温度の監視装置である。これらに	する資料。
	ついては以下の対策を実施する。	<ul><li>・泊3号炉は,総合デ</li><li>ジタルプラントで</li></ul>
	(1)作業管理	あり「安全保護回路
	a. デジタル処理を行っている機器により警報設定値の変更作業実	も全てデジタル設
	施の際には、中央制御室にて発電課長の許可を得て、運転責任者	備で構成」している
	の管理する鍵を借用する必要がある。	ことから, 一部の機
		器について特記す
	b. 安全保護回路の点検作業は、当社が承認した作業要領書に基づ	
	き行う。また、デジタル処理を行っている機器は不正に取り外し た場合には信号が異常となり警報が発生する。	いと判断した。 ・なお, 泊3号炉は,
	に刎口には旧クルチ而となり言称が光工する。	安全保護回路全体
	c. 当社が承認した作業要領書にて作業を実施しており、作業後に当社	
	が設定値に異常がないこと及び回路が正常に動作することを確認して	ロセスの各段階(現
	いる。	場据付以降を含む)
		におけるセキュリ
		ティ対策を,本文 (表2)にて網羅的
		に記載している。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		別紙 5 安全保護回路のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ接	■女川2号炉
		続可能なアクセスについて	・ 「安全保護回路のう
			ちデジタル処理部
		安全保護回路の構成機器のうちデジタル処理部のある機器として	を有する一部の機
		は、起動領域モニタ (SRNM)、平均出力領域モニタ (APRM)、	器」について、シス
		プロセス放射線モニタリング設備 (PrRM) 及び主蒸気管トンネル	テムへの接続可能
		温度の監視装置がある。	なアクセスへの対
		これらのデジタル処理部のある機器は、測定対象に応じた演算処	策を説明する資料。
		理を行う専用のデジタル処理部であり、不要な機能は有しておらず、	<ul><li>泊3号炉は,総合デ</li></ul>
		汎用のソフトウェアやハードウェアを使用していない。また, 保守ツ	ジタルプラントで
		ール等のシステムへ接続可能な機器の接続箇所はなく、現場でのシ	あり「安全保護回路
		ステムの書き換えができない構造となっているため,外部ネットワ	も全てデジタル設
		ークからの接続や電気的アクセスはできない。	備で構成」している
		【紅動機械モニタ】 品配件モニテアルウスを用用して確	ことから, 一部の機
		福祉機能ないテ盟加力が応見開催と3種 第7日の組制機 (サアルタ)	器について特記す
		######################################	る本資料は必要な
		1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	いと判断した。
			<ul><li>なお、泊3号炉は、</li></ul>
		現場でのシステム書き換え不可	安全保護回路全体
		и удавания	への接続可能なア
			クセスへの対策に
		【平均出力機械モニタ】 並力視域モニ中国	ついて,本文(2.2
		(F)-17(N(2) T (	物理的分離, 2.3 機
		900 1200 1200 1200 1200 1200 1200 1200 1	能的分離, 2.4 コン
		⊗ (PCA-27)	ピュータウイルス
			による被害の防止,
		************************************	2.6 物理的及び電
		別紙 5-1(1)図 安全保護系 構成図	気的アクセスの制
			限)にて網羅的に記
		【主薬気管技材線モニタ】	載している。
		ラジア権政工。(**) (**シンター) (**シンター)	
		「日本年記 (デオラム) (アオルド)	
		× (792)	
		T-674-79E	
		対策機器	
		[原子炉速度原子炉塘掺发放射线モニタ]	
		(第十四年原第十四十四年度放牧機を一つ) (第二年度で17年度を17年度を17年度を17年度を17年度を17年度を17年度を17年度を	
		ERCT-04 (9-7-25) 6AMB (7-79-5)	
		(772) (772)	
		William Co. and Co. and Co.	
		現場でのシステム書き換え不可	
		Distress (A) Distress At A Market State A Miles	
		別紙 5-1(2)図 安全保護系 構成図	

第24余 安主床護回歸 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		別紙 6 安全保護系のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対	■女川2号炉
		応について	・安全保護系のセキ
			ュリティ対策につ
		安全保護系のセキュリティ対策における実効性の担保に当たっては,	いて、実効性を担係
		機器の設計・製作については、当社の設計管理プロセスにより受注者の	する方法説明する
		実施内容を管理している。また、機器への物理的アクセス(出入管理・	資料。
		鍵管理)については、当社が定めた社内手順に従い管理している。	<ul><li>泊3号炉は、同内容</li></ul>
		別紙6-1 表 安全保護回路のセキュリティ対策に関する当社及U受注着の対応 (1/3) 対策 高社の実施内容 受注者令1の実施内容	を本文(2.4 コン)
		1. 物理的及び電気的アクセ 装電所の出入管理 発電所の出入管理を社内手順に 左記手順に従い実施	ュータウイルス
		スの制限対策 【2.1(1), 2.3】 保守ツールの接続口を設けず回路変 機器の設計管理プロセス寺2 によ 当社が提示する測量要求仕様に 東京のエデ行為が実施であり、設計 10分と表の実施の気を管理 はい機関の設計管理を実施的な	よる被害の防止、
		・安全保護系の信号は2階楽器 機器の設計管理プロセス会はよ」 芸化が提示する調理家北世報に シを介して外部に続き a 安社客の実施内容を管理 2.ハードウェアの物理的・機 ・信号は一方回の、役金保護系のと、役金保護のと	1) に記載済みの
		能的分離 [2.1(2)] 発信)で、外部からの信号を受信しな い設計	め、本資料は必要
		・ハードウェアを直接接続したい設計 3. 各部ネットワークからの「跨接版」。つかの通信により外部から 高質解作及びウイルス等の、のデータ書きも3.の機能を設けていませない。 3. 通信をからからなった場合 3. 最初に対するがある。 3. 通信をからなった場合 3. 最初に対するがある。	いと判断した。
		重無操作及ひりイルス等の「ジケーテ書き込み機能を設けない収 (投入防止対策【2.1(3), 2.3】計 (投入防止対策【2.1(3), 2.3】計	・具体的には、泊3号
			炉は、「情報シス
			ムセキュリティ
		<b>春極みの内容は紡漢上の親点から公開できません。</b>	画」を定めるとと
		別紙6-1 表 安全保護回路のセキュリティ対策に関する当社及び受法者の対応 (2/3)	に、当該計画に定
		対策 当社の実施内容 受注者壺1 の実施内容	るセキュリティ
		一部デジタル演算処理を行う機器のジ フトウェアスはハードウェア国際は、 形成の30、比AF609に指した管理 より受法者の実施内容を管理 延い機器の設計管理を実施を3	件を調達プロセ
		とシステムの導入段階、更新 固有のプログラム言語の使用。不要な 段階又は試験段階で承認され 機能・保守ツールの接続口を設けない。 機器の設計管理プロセス楽2 に 当社が提示する調達要求仕様に	に含めることで、
		ていない場所や変更を担ぐ対 設計 より (2015年の共和学者を開発 (2015年の共和学者を開発) (2015年の共和学者を共和学報) (2015年の出入管理・社内学報) た記子報に従い実施 た記子報に従い実施	社および受注者
		設定値変更作業時の機管理 練管理を社内手順に定め実施 左記手順に従い実施	おけるセキュリ
		[2.1(5)] ノイス対策の美態 より受法者の実施内容を管理 従い機器の設計管理を実施等3 機器の設計管理プロセス委2 に 当社が提示する調達要求仕様に	ィ対策の実効性 担保している。
		・	担体している。
		[2.2. 別級 1] 発電原の出入電車 定の実施 左記手順に取り実施 設定確変更作業時の練管理 練管理を社内手順に定め実施 左記手順に決い実施	
		別紙 6-1 表 安全保護回路のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対応 (2/2) 対策 当社の実施内容 受注者命1の実施内容	
		(1) 工場製作・出資設階 ・外部資威に対する対策(外部からの より受注者の実施内容を管理 による性外からの様人防止対策	
		・内部負債に対する対策 (平正ソフト し、不正アクセス対策、ウイルス ソフトウェアスはハードウェア回	
		リエノ、COA、 不上アクセス等) 対策、 不正プログラム対策、教育 等の情報セキュリティ対策を要	
		<ul> <li>水し、実施状況を確認</li> <li>水し、実施状況を確認</li> <li>作業利用協議がエントでき、代表専用</li> <li>1. 担定会成に対する対策</li> <li>(2.6、別所 4)</li> </ul>	
		<ul> <li>人的要因(知識不足による情報論文)</li> </ul>	
		い等)	
		・成果高度にポープで担任者。 ・機器取り外し時の信号異常智維発生 上り受性者の実施内容を管理 よい機能の設計管理を実施会	
		- 作業質函数に基づく点検	
		<ul> <li>6. 前用的分離・電気的分離 電路、ケーブル等の時間的分類、アイツ 独自の設計管理プロセス会とに 12-71</li> <li>12-72</li> <li>22-73</li> <li>22-74</li> <li>23-72</li> <li>23-72&lt;</li></ul>	
		会1 受注者とは、安全保護回路に関する設計、工事を受注する者を指す。	
		空2 事業者の設計管理 機器の設計・製作に当たっては、以下により管理するプロセスを構築している。	
		①並挤の計測設階ー単形の実施、設計・開発に必要な要素事項を明確化。	
		侍婦かの竹谷は均溝上の報点からに博できません。	
		空設計・開発設施…要求事項に従い設計を行い、その内容が要求事項に対して妥当であることを検証。	
		①調准段階一設計作客を調達化様に明確化し受注者に受注。調達要求により受注者が提出する設備浸着・工事要額書を確認・承認、また。試験結果を確認し、調理要求どおり製作されたことを確認。	
		※3 交往者の設計管理 当社が提示する測速化様に従い、設計・製作を行う。設計・製作に当たっては、設備図書、工事要調整を作成し、当社の単	
		認を受ける。また、試験により調査仕様どおり製作されたことを確認し、その結果を当社に報告書として提出。	

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		別紙 7 安全保護回路のうちデジタル部分について、システム設計と実	■女川2号炉
		際のデバイスが具備している機能との差(未使用機能等)による	
		影響の有無	ちデジタル処理部
			を有する一部の機
		システム設計に基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実	
		に実現されていることを保証するため、安全保護回路のうち、デジタ	テム設計と実際の
		ル演算処理を行う機器は、工場出荷前試験及び導入時における試験	デバイスが具備し
		を実施することにより、要求される機能を満足することの確認及び	ている機能との差
		未使用機能等による悪影響がないことの確認が供給者によって確実	
		に実施されていることを確認している。	<ul><li>を説明する資料。</li><li>・泊3号炉は,総合デ</li></ul>
			ジタルプラントで
			あり「安全保護回路
			も全てデジタル設
			備で構成」している
			ことから,一部の機
			器について特記す
			る本資料は必要な
			いと判断した。
			<ul><li>なお、泊3号炉は、</li></ul>
			安全保護回路に用
			いるソフトウェア
			について, 固有のプ
			ログラム及び言語
			を使用するととも
			に、設計、製作、試
			験及び変更管理の
			各段階で検証及び
			妥当性確認を施す
			ことで,未使用機能
			等による悪影響が
			ないことを確認し
			ている。
			・ 泊 3 号炉における
			当該運用は、本文
			(2.4 コンピュータ
			ウイルスによる被 害の防止、2.5 設
			計,製作,試験及び
			変更管理の各段階
			における検証及び
			妥当性確認)に記載
			している。
			- 4. 00

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉	差異理由
	別紙 8 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の	検証及 ■女川2号炉
	び妥当性確認について	・ 「安全保護回路のう
		ちデジタル処理部
	安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のご	ノフト を有する一部の機
	ウェア又はハードウェア回路は、安全保護上要求される機能を	ぶ正し 器」について、機器
	く確実に実現されていることを保証するため、設計、製作、試	験,変 の検証及び妥当性
	更管理の各段階で「安全保護系へのディジタル計算機の適用」	こ関す 確認の方法を説明
	る規程」(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検	正及び する資料。
	妥当性確認に関する指針」(JEAG4609·2008 (以下「JEAG460	19」と ・泊3号炉は、総合デ
	いう。)) に準じた検証及び妥当性確認を実施する。	ジタルプラントで
	女川2号炉においては,起動領域モニタ (SRNM),平均	出力領 あり「安全保護回路
	域モニタ (APRM), プロセス放射線モニタリング設備 (Pr	RM) も全てデジタル設
	においてハードウェア回路を用いており、主蒸気管トンネル社	温度に 備で構成」している
	はソフトウェアを用いている。	ことから, 一部の機
	以下にこれらソフトウェア及びハードウェア回路の検証及び	び妥当 器について特記す
	性確認の概要を示す。	る本資料は必要な
		いと判断した。
	これらの機器に用いるソフトウェアは <b>JEAG4609</b> に基づる	き, ま ・なお, 泊3号炉は,
	た, ハードウェア回路は JEAG4609 を準用して, 検証及び妥	当性確 安全保護回路全体
	認を実施している (別紙 8-1 図)。	について,検証及び
	検証は、設計、製作過程のステップごとに上位仕様と下位仕様	・
	合性チェックを主体として、以下の観点から検証作業を行う。	を,本文(2.5 設計,
	a. 安全保護系システム要求事項がシステム設計要求仕様(	こ正し 製作,試験及び変更
	く反映されていること。	管理の各段階にお
	b. システム設計要求仕様がハードウェア, ソフトウェア又に	はハー ける検証及び妥当
	ドウェア回路の設計要求仕様に正しく反映されていること	。 性確認)にて網羅的
	c. 上記設計要求仕様に基づいてソフトウェア又はハード!	ウェア に記載している。
	回路が製作されていること。	
	d. 検証及び妥当性確認が可能なソフトウェア又はハードウェス	7回路
	となっていること。必要な検証を経て製作されたソフトウェアン	くはハ
	ードウェア回路をハードウェアと統合した後の全体システムに	こつい
	て、最終的に安全保護系システム要求事項が正しく実現されてい	いるこ
	とを確認するために妥当性確認を行う。	
	·	

第24条 安全保護回路 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
大販発電所3/4号炉	和発電所3号炉		差異理由 別紙8の続き。

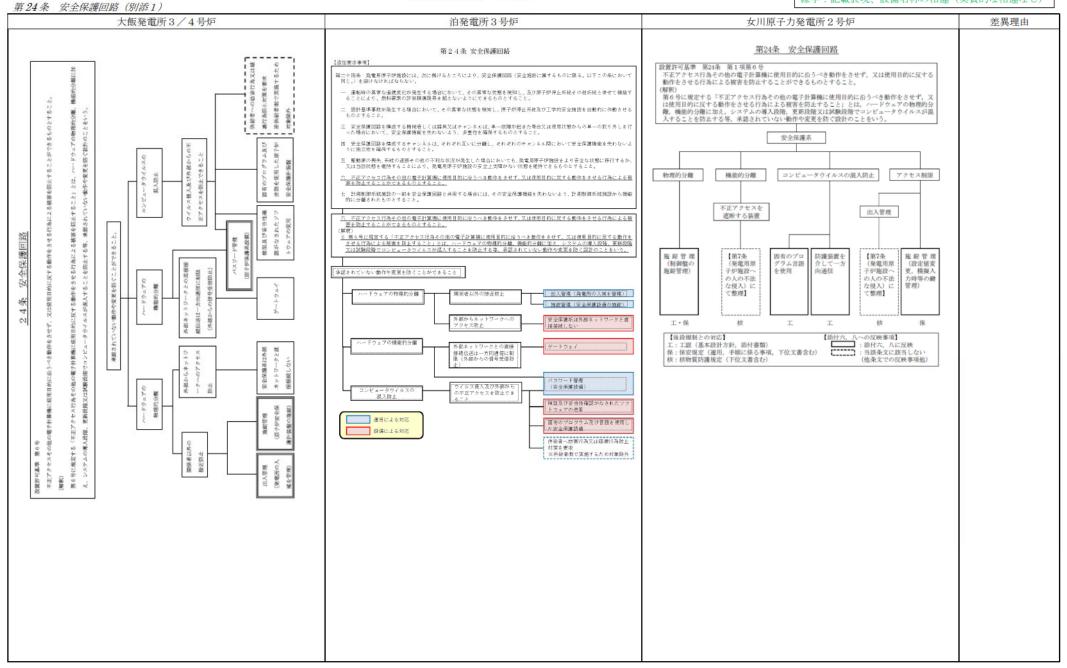
第24条 安全保護问路(別添1)

第24条 安全保護回路(別添1)	Mark Chine in Fill less	A MARTIN A PROPERTY OF THE	At man 1
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
別添	別添	別添	
大飯3号炉及び4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	
人敗3号炉及び4号炉	和光电// 3 万次	<b>女川原士刀光电</b> 別 2 万分	
技術的能力説明資料 安全保護回路	技術的能力説明資料 安全保護回路	運用,手順説明資料 安全保護回路	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



### 第24条 安全保護问路 (別添1)

第24条 安全保護回路(別添1)					治整量能の具持				女川原子力発電所 2 号炉			
大飯発電所 3 / 4 号炉			-		発電所3号炉	+	女川原子力発電所 2 号炉					
59-42-16-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-												
設計基準に係る運用対策等 (設計基準) ・ 放置許可基準対象条文 対象項目 区分 運用対策等				技術的能	<b>た力に係る運用対策</b>	等 (設計基準)		設置許可基準			頁に係る対策等(設計基準)	
第 24 条 安全保護回路 図有のブログラム 選用・手順 人び言語を使用し 現金 14 保守計画に基づき、通句に保守・点検を実施する。また、				【第24	1条 安全保護回路】			対象条文	対象項目	区分	運用対策等	
	た原子炉安全保護		故障時においては補修を実施する。	10000000	対象項目	区分	運用対策等	ter o s de		運用・手順	・施錠管理に関する管理方法を定める。	
	計装盤 泡錠管理	教育・訓練 運用・手順	補修に関する教育を実施する。 塩錠管理手項に従い、譲切に管理を実施する。		固有のプログラム	運用・手順	-	第 24 条	施錠管理	体制	(運転員,保修員による識別及び施錠管理)	
	(原子炉安全保護		海東百年十月に交い、新切に百年で天地する。 -		及び首語を使用し	保守・点検	適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行	安全保護回路		保守・点検		
	計装盤の施錠)	教育・訓練	施契管理手項に関する教育を実施する。		た安全保護設備		ð.			教育・訓練	_	
	パスワード管理 (原子炉保護系設	運用・手順	バスワード管理及び入力操作に関する手順に従い適切 に管理・操作を実施する。	1	All help delivers	教育・訓練 運用・手順	補修に関する教育を実施する。					
	(第1分別機構)	保守・点検	-		施錠管理 (安全保護設備の	連用・手順保守・点検	旅錠管理手順に従い、適切に管理を実施する。					
	安全保護系は外部	教育・訓練 運用・手順	パスワード管理、入力操作に関する教育を実施する。		旌鎚)	教育・訓練	旅館管理手順に関する教育を実施する。					
	ネットワークと直	保守・点検	保守計画に基づき、適切に保守・点検を実施する。また、		パスワード管理		パスワード管理及び入力操作に関する手順に従い、適切に管					
	接接続しない※		故障時においては補修を実施する。 補修に関する教育を実施する。		(安全保護設備)	運用・手順	理・操作を実施する。					
	※外部からのア:		対応を実施している。			保守・点検	_					
						教育・創練	パスワード管理及び入力操作に関する教育を実施する。					
Andreas Anna Anna Andrew State Commission	Mr. (DADI MOM)			1	安全保護系は外部	運用・手順	-					
技術的能力に係る運用対策 設置許可基準対象条文		区分	運用対策等		ネットワークと直 接接続しない※	保守・点検	適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	1				
第24条 安全保護回路	出入管理	運用・手順	出入管理手順に従い、適切に管理を実施する。			教育・訓練	補修に関する教育を実施する。	1				
	(発電所の入城を 管理)	保守・点検 教育・訓練		1	出入管理	運用・手順	出入管理手順に従い、適切に管理を実施する。					
	ゲートウェイ	運用・手順	_		(発電所の入城を	保守・点検	-	1				
		体 制	(保修課員によるゲートウェイの保守・点検) 保守計画に基づき、適切に保守・点検を実施する。また、		管理)	教育・訓練	出入管理手順に関する教育を実施する。					
		保守・点検	株寸計画に基づき、適切に体寸・点検を実施する。また、 故障時においては補修を実施する。		ゲートウェイ	運用・手順						
	14 and 15 and 16 and 16 and 16	教育・訓練				体制	(保修額員によるゲートウェイの保守・点検) 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行					
	検証及び妥当性確 認がなされたソフ	運用・手順	管理手順(検証及び妥当性がなされたソフトウェアの使 用の手順含む)手順に従い適切に管理を実施する。			保守・点検	5.					
	トウェアの使用	体制	(保修課員による管理)			教育・訓練	補修に関する教育を実施する。					
		保守・点検	ー 管理手順(検証及び妥当性がなされたソフトウェアの使		検証及び妥当性権	運用・手順	管理手順(検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使					
		教育・訓練	用) の教育を実施する。		認がなされたソフ トウェアの使用		用の手順含む〉に従い、適切に管理を実施する。					
					FUE/ WEH	体制 保守·点検	(保修願員による管理)					
							管理手順(検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使					
						教育・訓練	用)に関する教育を実施する。					
					盗処担からのアクセ	・スポできかい針	広を実施している					
					3K71B9W-Q4777	アクセスができない対応を実施している。						
								1				
								1				
				1								
								1				
								1				
								1				
								1				
								1				

# 泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉(以降、「泊3号炉」という。)のプラント側審査において地震・ 津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料(以降、「まとめ 資料」という。)の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

### ● 整理を行う経緯は、以下の通り

- ▶ 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他 社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
- ➤ 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
- ➤ 泊3号炉は PWR であり、PWR 特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済み BWR プラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。
- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント(基本となる比較対象プラント) 選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点(2021年7月)で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWR プラントの新規制基準適合性審 査の最終実績である大飯 3/4 号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合 (例えば3ループ特有の設計等)、大飯3/4号 炉以外の適切なプラントを選定する。

### 【先行審査知見※1を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済プラントと する。具体的には以下の通り。

✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点(2021年7月)で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号 炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を 示すために必要なものは反映する。

- ※1 主な事項は、以下の通り
  - ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
  - ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
  - ✓ 設置(変更)許可申請書に記載する範囲、深さ
- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙1に、条文・審査項目毎の詳細を別紙2に示す。

▶ 別紙1:比較対象プラント一覧

▶ 別紙2:比較対象プラント選定の詳細

以上

# 比較対象プラント一覧

#### 

	主な審査項目	ステータス	基準適合に	係る設計を反映するための比較	先行審査知見を反映	比較表の様式	
			比較対象	選定理由	するための比較対象		
	不法な侵入(第7条)	概ね説明済み	女川 2 号炉	炉型によらず共通の要求に係る条文のため	女川2号炉	女川一泊一大飯	
	誤操作の防止(第10条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	設計基準事故等への対応操作の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
	安全避難通路(第11条)	概ね説明済み	女川 2 号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
プラロン		概ね説明済み	大飯3/4号炉	安全施設に該当する設備の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
	全交流電源喪失(第14条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
	RCPB(第17条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	RCPB接続系統構成の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
	安全保護回路(第24条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	原子炉停止系統及び工学的安全施設の類似による安 全保護回路の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	
	保安電源(第33条)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川 2 号炉	女川一泊一大飯	

## 【24条:安全保護回路】

Ţ	目	内容					
基準適合に係る設計を	プラント名	大飯 3 / 4 号炉					
反映するために 比較するプラント	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの原子炉停止系 統及び工学的安全施設の相違などによって、安全保護回路の構成も異なるため、PWRプラン トとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3/4号炉を選定する。					
	プラント名	女川 2 号炉					
先行審査知見を 反映するために	反映すべき知見を 得るための主な方法	<ul><li>① 比較表による比較:比較表に掲載し、先行審査知見(基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点)の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を記載する。(文言単位の比較は行わない)</li><li>② 資料構成の比較*:当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</li></ul>					
比較するプラント	(当該方法の選定理由)	<ul><li>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。</li><li>② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</li></ul>					

<sup>※</sup> 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況(資料構成と内容)を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【凡例】 〇:記載あり

記載なし

(〇):本条文の資料の他箇所に記載

第24条 安全保護回路						△:他条文の資料などに記載
ブラ	シト	泊3号炉	作成状況	まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料 比較表		まこの負付のTF成を小安とした珪田	記載の充実を図ることとした理由	比較衣を下成していない産田
· 文	本文	0	0			
別紙1 安全保護回路について、承認されていない動作や変更を防ぐための設計方針		×	0	別紙1は「アナログ回路(ハードワイヤードロジック)で構成された安全保護回路」について、承認されていない動作や変更を防ぐための設計方針を説明する資料。泊3号炉は、総合デジタルブラントであり「安全保護回路も全でデジタル回路で構成」していることから、本資料は必要ないと判断した。		
別紙2 今回の設置許可申請に関し,安全保護回路に変更を施している場合の基準適合 性		×	0	別紙2は、今回の設置許可申請に関する工事のうち「安全 保護回路に変更を施していている工事」について、安全保護 回路の基準適合性に影響がないことを説明する資料。泊3号 炉では「安全保護回路の変更を伴う安全対策工事を実施して いない」ことから、本資料は必要ないと判断した。 なお、女川2号炉は、別紙2で「ATMS銀和設備設置を 抽出」しているが、泊3号炉は「建設時よりATWS緩和設 備を設置済み」である。		
別紙3 安全保護系の過去のトラブル(落雷によるスクラム動作事象等)の反映事項		×	0	別紙3は、ニューシア情報のうち「安全保護回路に対して 設計面の対策を講じた事象」について説明する資料。ニュー シア情報から「泊3号炉の安全保護回路に設計面の対策が必要 となる事象は抽出されなかった」ことから、本資料は必要 ないと判断した。 なお、女川2号炉が抽出している2件の事象は、どちらも 女川1号炉で発生した事象であり、女川発電所特有の事象と 判断されることから、泊3号炉にて対策は実施していない。		
別紙4 現場据付以降の作業時における。インサイダー等に対するセキュリティ対策		(O)	0	別紙4は「安全保護回路のうちデジタル処理部を有する一部の機器」について、現場振付以降のセキュリティ対策を説明する資料。泊3号炉は、総合デジタルプラントであり「安全保護回路も全てデジタル設備で構成」していることから、一部の機器について特記する本資料は必要ないと判断した。なお、泊3号炉は、安全保護回路全体について、ライフプロセスの各段階(現場据付以降を含む)におけるセキュリティ対策を、本文(表2)にて網羅的に記載している。		
別紙5 安全保護回路のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ接続可能なアクセ スについて		(O)	0	別紙5は「安全保護回路のうちデジタル処理部を有する一部の機器」について、システムへの接続可能なアクセスへの対策を説明する資料。泊3号炉は、総合デジタルプラントであり「安全保護回路も全てデジタル設備で構成」していることから、一部の機器について特記する本資料は必要ないと判断した。なお、泊3号炉は、安全保護回路全体への接続可能なアクセスへの対策について、本文(2.2 物理的分離、2.3 機能的分離、2.4 コンビュータウイルスによる被害の防止、2.6 物理的及び電気的アクセスの制限)にて網羅的に記載している。		
別紙6 安全保護系のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対応について		(O)	0	別紙6は、安全保護系のセキュリティ対策について、実効性を担保する方法説明する資料。泊3号炉は、同内容を本文(24コンピュータウイルスによる被害の防止、表1)に記載済みのため、本資料は必要ないと判断した。なお、具体的には、泊3号炉は「情報システムセキュリティ計画」を定めるとともに、当該計画に定めるセキュリティ要件を調達プロセスに含めることで、当社および受注者におけるセキュリティ対策の実効性を担保している。		

第24条 安全保護回路

【凡例】 〇:記載あり

記載なし

(○):本条文の資料の他箇所に記載

### △:他条文の資料などに記載

△・池宋文の具件などに記載								
ブラ	ント	泊3号炉作成状况		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは	比較表を作成していない理由		
女川	泊	まとめ資料 比較表		まとの資行の行成を小安とした理由 もしては むまま お歌の充実を図ることとした理由		比較衣を作成していない産田		
別紙7 安全保護回路のうちデジタル部分について、システム設計と実際のデバイスが 具備している機能との差(未使用機能等)による影響の有無		(0)	0	別紙7は、「安全保護回路のうちデジタル処理認を有する一部の機器」について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差による影響の有無を設明する資料。泊3号炉は、総合デジタルプラントであり「安全保護回路も全てデジタル設備で構成」していることから、一部の機器について特記する本資料は必要ないと判断した。なお、泊3号炉は、安全保護回路に用いるソフトウェアについて、固有のプログラム及び言語を使用するとともに、設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び妥当性確認している。泊3号炉における当該運用は、本文(2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止、2.5 設計、製作、試験及変更管理の各段階における当該運用は、本文(2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止、2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における後証及び妥当性確認)に記載している。				
別紙8 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証及び妥当性確認に ついて		(0)	0	別紙8は「安全保護回路のうちデジタル処理部を有する一部の機器」について、機器の検証及び妥当性確認の方法を説明する資料。泊3号炉は、総合デジタルプラントであり「安全保護回路も全てデジタル設備で構成」していることから、一部の機器について特証する本資料は必要ないと判断した。なお、泊3号炉は、安全保護回路全体について、検証及び妥当性確認の方法を、本文(2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確認)にて網羅的に記載している。				
別添	(別添)		/					
別添 女川原子力発電所 2 号炉 運用,手順説明資料 安全保護回路	技術的能力説明資料 安全保護回路	0	0					

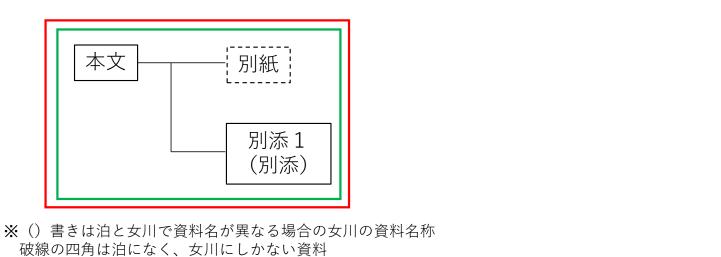
# 泊3号炉 比較表の作成範囲

比較表作成範囲

泊3号作成範囲

女川2号作成範囲

24条 安全保護回路



資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料 基準適合性を確認する上で必要となる評価方針及び評価内容をまとめた資料	
別添1	本条文に対し今後作成する運用手順を説明し た資料	
(別紙)	検討過程で考慮した事項・適合性の詳細内容 を整理した資料	